



長野県報

12月22日(月)
令和7年
(2025年)
第670号

目次

条例

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（市町村課）	4
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	18
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（医療政策課）	23
長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課）	23
長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）	25
高等学校設置条例の一部を改正する条例（高校再編推進室）	41
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（警務課）	41

規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び長野県恩給給与細則の一部を改正する規則（職員総務課）	50
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（経営推進課）	50

告示

令和7年12月12日成立した令和7年度補正予算の要領（2件）（財政課）	51
令和7年12月12日長野県議会定例会において認定された令和6年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見（財政課）	52
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	59
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	59

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 政党助成法の一部改正により、政党支部に対し支給される政党交付金の使途等に係る都道府県への報告書等の写しの交付の請求が可能となることに伴い、当該交付の事務に係る手数料の額を定めました。
 - 2 この条例は、令和8年1月1日から施行します。
-

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表、期末手当、勤勉手当、地域手当及び通勤地手当について改定したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 一般職の職員の給与に関する条例
 - ア 給料表
公民較差2.86%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を引上げました。
 - イ 期末手当
支給月数を0.025月引き上げました。
 - ウ 勤勉手当
支給月数を0.025月引き上げました。
 - エ 地域手当
支給割合を1.8%に引き上げました。
 - オ 通勤手当
 - (ア) 自動車等を使用して通勤する場合の距離に応じた加算額を一律680円（現行：420円～680円）に改定しました。
 - (イ) 自動車等を使用して通勤する場合の距離区分の上限を100km（現行：75km）に延長することに伴い、限度額を69,100円（現行：52,100円）に引き上げました。
 - (2) 特別職の職員の給与に関する条例
一般職の職員との均衡を考慮し、期末手当の支給月数を0.05月引き上げました。

2 この条例は、公布の日（一部の規定は、令和8年4月1日）から施行し、1の(1)のア及びオの(ア)は令和7年4月1日から、1の(1)のイ及びウ並びに(2)は同年12月1日から適用します。

◇ 一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 物価上昇等の社会経済情勢の変化に対応するため、宿泊料及び移転料について改定したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和8年4月1日（一部の規定は、同年3月1日）から施行します。
-

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 医療法の一部改正により、病院等が県に対して、かかりつけ医機能を報告する制度が創設されたことに伴い、当該報告の受理等について、効率的な執行の観点から、保健所設置市に移譲することとしました。
 - 2 この条例は、令和8年1月1日から施行します。
-

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 長野県松本平広域公園の陸上競技場の建替えに伴い、陸上競技場、多目的広場等の利用料金の額を定めました。
 - 2 長野県風越公園を飯田市に移管することに伴い、所要の改正を行いました。
 - 3 この条例は、令和8年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表を改定したほか、所要の改正を行いました。
- 2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正等に伴い、教職調整額、給料表、義務教育等教員特別手当及び特殊勤務手当について改定しました。
 - ア 教職調整額

(ア) 人材確保のため、管理職員以外の教員の支給率を引き上げました。

(イ) 指導改善研修の対象者を支給対象外としました。

イ 給料表

教職調整額の支給される教員との権衡を考慮し、管理職員（給料表3級以上）の本給に加算を行いました。

ウ 義務教育等教員特別手当

学級担任の業務負担を踏まえて、メリハリのある手当としました。

(ア) 支給額を現行の給料月額のおおむね1.5%から1.0%に引き下げました。

(イ) 学級担任へ1学級につき月3,000円の加算を行いました。

エ 特殊勤務手当

ウの(イ)の加算を踏まえ、多学年学級担当手当を廃止しました。

3 この条例は、公布の日（一部の規定は、令和8年1月1日）から施行し、一部の規定は、令和7年4月1日から適用します。

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例（条例第61号）

1 第2期長野県高等学校再編計画に基づき、長野県小諸商業高等学校及び長野県小諸高等学校を統合し、長野県小諸義塾高等学校を設置することとしました。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第62号）

1 人事委員会勧告に基づき、給料表を改定したほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

長野県条例
一
例

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年12月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第55号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の3の項を同表の3の4の項とし、同表の3の2の項を同表の3の3の項とし、同表の3の項の次に次のように加える。

3の2 政党助成法（平成6年法律第5号）に関する事務

区分	単位	金額
政党助成法第32条第5項の規定による都道府県提出文書の写しの交付	複写機により用紙に複写したもの	1枚 10円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	〃 90円に都道府県提出文書の用紙1枚ごとに10円を加えた額

(備考) 複写機により用紙に複写したものを交付する場合において用紙の両面に複写するときは、片面を1枚として額を算定する。

別表第1の68の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に、「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表の74の2の項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に、「第1条の2第1項第2号」を「第1条の8第1項第2号」に、「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に、「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第1の68の項及び74の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

市町村課

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年12月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第56号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条の12第1項第1号中「370,400円」を「371,300円」に改める。

第19条第1項第2号の表の片道2キロメートル以上10キロメートル未満の項中「10キロメートル」を「75キロメートル」に改め、同表の片道10キロメートル以上25キロメートル未満の項、片道25キロメートル以上40キロメートル未満の項、片道40キロメートル以上60キロメートル未満の項及び片道60キロメートル以上75キロメートル未満の項を削り、同表の片道75キロメートル以上の

項中 「41,050円」 を 「52,100円」 に改める。

第27条の3第2項中「新たに」の次に「給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員、新たに」を加える。

第31条第2項第1号中「2万1,000円」を「2万2,500円」に改め、同項第2号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同項第3号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同条第3項中「2万2,000円」を「2万3,500円」に改め、同項ただし書中「1万1,000円」を「1万1,750円」に改める。

第34条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第36条第1項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1) (第6条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号俸	給料月額							
	1	199,800	247,000	282,000	316,200	339,500	374,400	429,400	481,700	536,200
	2	200,900	248,300	283,000	317,700	341,300	376,100	431,300	487,100	543,000
	3	202,200	249,700	284,000	319,200	343,100	377,800	433,300	492,100	548,200
	4	203,300	251,200	285,100	320,600	344,900	379,400	435,100	496,800	552,500
	5	204,400	252,600	286,100	322,000	346,600	381,000	437,000	500,900	556,000
	6	206,200	254,000	287,100	323,100	348,400	382,900	438,800	504,300	559,300
	7	207,800	255,500	288,000	324,200	350,100	384,400	440,600	507,300	562,200
	8	209,400	256,900	289,000	325,400	351,700	386,000	442,500	509,800	564,800
	9	211,000	258,300	290,100	326,600	353,400	387,300	444,100	511,900	566,800
	10	212,700	259,500	291,100	328,200	355,100	389,000	445,600		
	11	214,300	260,900	292,100	329,900	356,800	390,600	447,200		
	12	216,000	262,200	293,100	331,500	358,500	392,100	448,700		
	13	217,500	263,400	294,100	332,900	360,000	394,100	450,200		
	14	219,200	264,600	295,500	334,600	361,600	396,000	451,600		
	15	221,000	265,900	296,800	336,200	363,300	398,000	452,900		
	16	222,700	267,100	298,000	337,800	364,800	399,800	454,100		
	17	223,900	268,200	299,300	339,300	366,200	401,300	455,300		
	18	225,500	269,300	300,600	341,000	368,000	403,200	456,700		
	19	227,200	270,500	301,800	342,600	369,600	404,900	458,000		
	20	228,700	271,600	303,000	344,300	371,200	406,500	459,200		
	21	230,200	272,500	304,000	345,700	372,300	408,300	460,400		
	22	231,900	273,500	305,300	347,400	373,900	409,700	461,300		
	23	233,500	274,500	306,500	349,200	375,400	411,100	462,100		
	24	235,100	275,600	307,800	350,800	376,900	412,600	462,900		
	25	236,800	276,600	309,200	352,000	378,700	414,000	463,500		
	26	238,500	277,500	310,200	354,000	380,500	415,200	464,100		
	27	239,800	278,300	311,200	355,700	382,100	416,400	464,700		
	28	241,200	279,200	312,200	357,300	383,900	417,500	465,300		
	29	242,500	280,100	313,300	358,900	385,300	418,600	466,100		
	30	243,600	280,900	314,600	360,500	386,600	419,800	466,900		
	31	244,700	281,700	315,700	362,100	387,900	420,900	467,300		
	32	245,900	282,400	316,900	363,800	389,300	422,100	468,000		
	33	247,000	283,100	318,000	365,500	390,400	422,800	468,500		
	34	247,900	283,900	319,400	367,300	391,300	423,500	468,900		
	35	248,800	284,800	320,700	369,200	392,300	424,100	469,300		
	36	249,800	285,400	322,000	371,000	393,400	424,800	469,700		
	37	250,900	286,100	323,200	372,500	394,200	425,400	470,100		
	38	251,800	286,900	324,600	374,000	395,100	426,000	470,400		
	39	252,700	287,600	325,900	375,400	396,000	426,500	470,700		
	40	253,500	288,300	327,200	376,800	396,800	427,000	471,100		
	41	254,300	289,000	328,500	378,400	397,700	427,400	471,400		
	42	255,100	289,800	329,800	379,200	398,500	427,600	471,700		
	43	255,700	290,500	331,100	380,100	399,300	427,900	472,000		
	44	256,300	291,200	332,200	381,100	400,000	428,200	472,300		
	45	257,000	291,900	333,100	382,000	400,700	428,500	472,600		
	46	257,600	292,500	334,500	383,200	401,400	428,800			
	47	258,200	293,200	335,800	384,100	402,100	429,100			

	48	258,800	293,800	337,100	385,100	402,900	429,400			
	49	259,300	294,600	338,200	386,000	403,400	429,600			
	50	260,000	295,200	339,600	386,700	404,000	429,900			
	51	260,600	295,900	340,800	387,400	404,600	430,100			
	52	261,100	296,600	342,000	388,100	405,300	430,400			
	53	261,500	297,100	343,400	388,500	405,700	430,600			
	54	261,900	297,700	344,400	389,100	406,300	430,900			
	55	262,200	298,300	345,500	389,700	406,900	431,200			
	56	262,500	299,000	346,600	390,400	407,500	431,500			
	57	262,800	299,700	347,300	390,700	407,900	431,800			
	58	263,100	300,300	348,300	391,400	408,500	432,100			
	59	263,400	300,900	349,000	392,100	409,100	432,400			
	60	263,700	301,600	349,800	392,800	409,600	432,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	264,000	302,200	350,600	393,100	410,000	432,800			
	62	264,300	302,800	351,000	393,600	410,500	433,100			
	63	264,600	303,300	351,500	394,200	411,000	433,400			
	64	265,000	303,800	352,200	394,800	411,600	433,600			
	65	265,300	304,400	353,000	395,100	411,900	433,800			
	66	265,600	305,000	353,800	395,700	412,400	434,100			
	67	265,900	305,500	354,500	396,400	412,700	434,400			
	68	266,200	306,100	355,100	397,000	413,100	434,600			
	69	266,500	306,500	355,600	397,500	413,400	434,800			
	70	266,800	307,000	356,200	398,000	413,700	435,100			
	71	267,100	307,500	356,700	398,600	414,000	435,400			
	72	267,400	308,100	357,300	399,100	414,200	435,600			
	73	267,700	308,600	357,600	399,600	414,400	435,800			
	74	268,000	309,100	358,200	400,200	414,700				
	75	268,300	309,400	358,500	400,600	415,000				
	76	268,600	309,700	358,900	400,900	415,200				
	77	268,900	309,900	359,300	401,300	415,400				
	78	269,200	310,200	359,800	401,800	415,700				
	79	269,500	310,400	360,300	402,300	416,000				
	80	269,900	310,700	360,800	402,700	416,200				
	81	270,200	310,900	361,100	403,100	416,400				
	82	270,500	311,100	361,500	403,600	416,700				
	83	270,800	311,400	361,900	404,000	417,100				
	84	271,100	311,600	362,300	404,400	417,300				
	85	271,400	311,900	362,600	404,700	417,500				
	86	271,700	312,100	363,100	405,200					
	87	272,000	312,400	363,500	405,600					
	88	272,300	312,700	363,900	406,000					
	89	272,600	313,000	364,100	406,300					
	90	272,900	313,300	364,500	406,800					
	91	273,200	313,600	364,900	407,300					
	92	273,500	314,000	365,300	407,700					
	93	273,800	314,200	365,500	408,000					
	94		314,400	365,800						
	95		314,700	366,200						
	96		315,100	366,500						
	97		315,300	366,800						
	98		315,600	367,200						
	99		315,900	367,600						
	100		316,300	368,100						

	101		316,500	368,600						
	102		316,800	369,000						
	103		317,100	369,400						
	104		317,400	369,800						
	105		317,600	370,300						
	106		317,900	370,700						
	107		318,200	371,000						
	108		318,500	371,300						
	109		318,700	371,700						
	110		319,100							
	111		319,500							
	112		319,800							
	113		320,000							
	114		320,200							
	115		320,500							
	116		320,900							
	117		321,100							
	118		321,300							
	119		321,600							
	120		321,900							
	121		322,200							
	122		322,400							
	123		322,700							
	124		323,000							
	125		323,300							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		204,400	232,500	275,100	296,100	312,000	338,800	382,500	417,700	472,000

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(別表第2) (第6条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円	円	円	円	円
	2	200,200	251,900	345,900	396,500	469,600
	3	201,400	256,300	347,900	398,000	480,000
	4	202,600	259,100	350,000	399,400	489,900
	5	203,700	261,900	351,900	400,800	500,000
	6					
	7	204,800	264,500	353,800	402,300	510,200
	8	207,100	266,300	355,800	403,700	520,400
	9	209,200	267,800	357,700	405,000	529,200
	10	211,400	269,300	359,700	406,400	537,300
	11					
	12	213,500	270,900	361,400	407,900	545,300
	13	215,500	272,900	363,100	409,400	552,500
	14	217,600	274,900	364,600	410,800	557,900
	15	219,600	276,800	366,200	412,300	562,500
	16					
	17	221,700	278,800	367,800	413,600	565,600
	18	223,600	281,100	368,900	415,100	567,600
	19	225,500	283,300	369,900	416,600	
	20	227,400	285,600	370,800	418,200	
	21					
	22	229,100	287,700	371,900	419,700	
	23	231,000	290,100	373,200	421,300	

	19	232,800	292,400	374,400	423,000	
	20	234,600	294,900	375,600	424,700	
	21	236,500	297,200	376,800	425,900	
	22	238,300	299,400	378,000	427,400	
	23	240,000	301,500	379,000	428,800	
	24	241,800	303,500	380,000	430,100	
	25	243,500	305,600	381,100	431,400	
	26	245,700	307,500	382,100	432,800	
	27	247,600	309,500	383,100	434,300	
	28	249,500	311,400	384,100	435,800	
	29	251,500	313,300	385,000	437,100	
	30	252,600	314,900	385,800	438,300	
	31	253,700	316,400	386,600	439,900	
	32	254,800	317,900	387,400	441,500	
	33	256,300	319,500	388,200	442,800	
	34	257,600	321,000	388,900	444,200	
	35	259,000	322,500	389,700	445,600	
	36	260,500	324,000	390,500	447,100	
	37	261,900	325,400	391,200	448,500	
	38	263,400	326,300	391,900	449,900	
	39	265,000	327,200	392,800	451,400	
	40	266,600	328,000	393,600	452,800	
	41	268,000	328,800	394,400	453,900	
	42	269,300	329,300	395,600	455,200	
	43	270,800	329,800	396,800	456,700	
	44	272,200	330,200	398,100	458,000	
	45	273,700	330,600	398,800	458,800	
	46	275,100	331,100	399,800	459,600	
	47	276,300	331,600	400,600	460,500	
	48	277,500	332,000	401,300	461,500	
	49	278,700	332,400	402,000	462,300	
	50	279,900	332,800	402,800	463,100	
	51	281,000	333,100	403,400	463,700	
	52	282,100	333,700	404,000	464,500	
	53	283,100	334,100	404,600	464,900	
	54	284,200	334,500	405,300	465,500	
	55	285,300	334,900	406,100	466,100	
	56	286,300	335,200	406,900	466,600	
	57	287,300	335,600	407,600	467,100	
	58	288,000	335,900	408,400		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	59	288,500	336,300	409,100		
	60	289,100	336,600	409,800		
	61	289,800	337,000	410,400		
	62	290,400	337,500	411,100		
	63	291,000	338,100	411,700		
	64	291,500	338,700	412,500		
	65	292,100	339,100	413,200		
	66	292,600	339,700	413,800		
	67	293,200	340,200	414,400		
	68	293,700	340,800	415,100		
	69	294,400	341,300	415,800		
	70	295,100	341,800	416,300		
	71	295,700	342,300	417,000		
	72	296,300	342,900	417,600		

73	296,900	343,500	418,100			
74	297,500	344,200	418,700			
75	298,100	344,900	419,300			
76	298,800	345,600	419,800			
77	299,500	346,200	420,300			
78	300,200	346,800	420,800			
79	300,900	347,500	421,300			
80	301,400	348,300	422,100			
81	302,000	349,000	422,500			
82	302,600	349,700	423,000			
83	303,300	350,300	423,500			
84	303,900	350,900	424,200			
85	304,500	351,400	424,600			
86	305,100	351,900	425,100			
87	305,800	352,300	425,600			
88	306,400	352,700	426,300			
89	306,900	353,000	426,800			
90	307,500	353,600				
91	308,200	353,900				
92	308,800	354,300				
93	309,500	354,600				
94	310,100	354,900				
95	310,700	355,300				
96	311,300	355,700				
97	311,600	356,200				
98	312,100	356,700				
99	312,700	357,200				
100	313,200	357,700				
101	313,600	358,300				
102	314,100	358,800				
103	314,400	359,200				
104	314,800	359,700				
105	315,200	360,100				
106	315,600	360,500				
107	316,000	361,000				
108	316,300	361,400				
109	316,500	361,900				
110	316,900	362,300				
111	317,200	362,700				
112	317,400	363,200				
113	317,700	363,700				
114	318,000	364,100				
115	318,300	364,500				
116	318,600	364,900				
117	318,900	365,400				
118	319,200	365,800				
119	319,400	366,200				
120	319,700	366,600				
121	320,000	367,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		234,900	279,000	305,400	350,100	411,700

(備考) この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(別表第3) (第6条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分 号 備	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	311,900	424,200	480,000	577,900
	2	314,300	427,000	482,100	584,200
	3	316,600	429,600	484,000	589,400
	4	318,900	432,100	486,000	594,200
	5	321,000	434,400	487,400	598,600
	6	324,600	436,700	489,100	602,900
	7	328,100	438,700	491,000	606,400
	8	331,600	440,800	492,800	609,400
	9	335,100	443,000	494,600	611,900
	10	338,700	444,500	496,400	614,300
	11	342,100	446,000	498,200	
	12	345,600	447,600	500,000	
	13	349,100	449,000	501,900	
	14	352,600	450,400	503,600	
	15	356,100	452,000	505,500	
	16	359,600	453,400	507,300	
	17	363,100	454,700	509,100	
	18	366,200	456,300	511,100	
	19	369,500	457,700	513,000	
	20	372,700	459,100	514,900	
	21	376,100	460,400	516,900	
	22	379,300	462,000	518,600	
	23	382,400	463,400	520,500	
	24	385,500	464,800	522,300	
	25	388,700	466,300	523,900	
	26	391,000	467,700	525,800	
	27	393,400	469,000	527,600	
	28	395,600	470,400	529,100	
	29	397,600	471,900	530,600	
	30	399,300	473,200	532,300	
	31	401,000	474,600	534,100	
	32	402,900	476,100	535,900	
	33	404,600	477,400	537,400	
	34	406,400	478,800	538,700	
	35	408,100	480,100	540,100	
	36	409,400	481,600	541,400	
	37	410,800	483,000	542,400	
	38	412,300	484,700	543,700	
	39	413,700	486,400	545,100	
	40	415,100	487,900	546,400	
	41	416,600	489,500	547,400	
	42	417,400	490,800	548,200	
	43	418,000	491,900	549,000	
	44	418,600	493,000	549,900	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	419,400	494,000	550,800		
	46	420,000	494,900	551,600		
	47	420,600	495,900	552,400		
	48	421,100	496,700	553,100		
	49	421,600	497,400	553,900		
	50	422,100	498,100	554,800		
	51	422,600	498,800	555,500		
	52	423,000	499,400	556,400		
	53	423,400	500,000	557,300		
	54	423,700	500,800	558,100		
	55	424,000	501,400	559,000		
	56	424,400	502,000	560,000		
	57	424,700	502,300	560,800		
	58	425,100	502,900	561,600		
	59	425,400	503,500	562,400		
	60	425,800	504,200	563,100		
	61	426,200	504,600	563,900		
	62	426,500	505,300	564,900		
	63	426,900	506,000	565,800		
	64	427,200	506,700	566,700		
	65	427,500	507,100	567,500		
	66		507,700	568,400		
	67		508,300	569,400		
	68		508,800	570,300		
	69		509,300	571,100		
	70		509,800	572,000		
	71		510,400	572,900		
	72		510,900	573,800		
	73		511,300	574,700		
	74		511,800			
	75		512,200			
	76		512,600			
	77		513,100			
	78		513,700			
	79		514,200			
	80		514,600			
	81		515,200			
	82		515,800			
	83		516,400			
	84		516,900			
	85		517,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
		円	円	円	円	
		319,400	363,900	421,300	498,600	

(備考) この表は、医師又は歯科医師である職員で人事委員会の定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,100	244,700	280,100	299,400	333,000	380,000	436,000

	2	207,300	246,100	280,900	300,200	334,500	381,700	438,000	
	3	209,400	247,400	281,600	300,900	335,900	383,400	440,000	
	4	211,600	248,700	282,400	301,600	337,300	385,000	441,900	
	5	213,600	249,900	283,200	302,300	338,800	386,500	443,700	
	6	215,600	251,100	284,000	303,000	340,400	388,200	445,300	
	7	217,700	252,100	284,900	303,700	341,900	389,800	447,000	
	8	219,500	253,000	285,600	304,500	343,500	391,400	448,500	
	9	221,400	254,100	286,300	305,300	344,900	393,100	450,000	
	10	223,300	255,300	287,100	306,000	346,500	395,100	451,400	
	11	225,200	256,400	287,900	306,800	348,000	397,100	452,700	
	12	227,400	257,600	288,700	307,400	349,600	399,200	454,000	
	13	229,100	258,800	289,600	308,000	351,000	400,600	455,300	
	14	231,200	260,100	290,400	309,200	352,600	402,400	456,600	
	15	233,400	261,300	291,100	310,300	354,200	404,100	457,800	
	16	235,600	262,400	291,900	311,500	355,700	405,800	458,900	
	17	237,700	263,400	292,700	312,600	357,200	407,600	460,100	
	18	238,800	264,400	293,500	313,800	358,900	409,100	461,300	
	19	239,800	265,600	294,400	315,000	360,500	410,600	462,500	
	20	241,000	266,600	295,100	316,200	362,000	412,200	463,700	
	21	242,100	267,700	295,900	317,400	363,400	413,500	464,800	
	22	242,900	268,600	296,800	318,600	364,900	414,800	465,600	
	23	243,800	269,400	297,700	319,900	366,400	416,100	466,100	
	24	244,600	270,300	298,400	321,000	368,000	417,300	466,800	
	25	245,600	271,100	299,100	322,200	369,400	418,400	467,300	
	26	246,500	271,900	300,100	323,400	370,900	419,500	467,700	
	27	247,400	272,700	301,000	324,600	372,400	420,600	468,100	
	28	248,300	273,500	301,700	325,800	373,900	421,700	468,500	
	29	249,100	274,200	302,500	327,000	375,300	422,600	468,900	
	30	249,900	275,100	303,500	328,200	376,900	423,400	469,300	
	31	250,700	275,900	304,500	329,500	378,400	424,100	469,600	
	32	251,500	276,700	305,500	330,700	379,900	424,900	469,900	
	33	252,200	277,500	306,500	331,800	381,100	425,300	470,200	
	34	252,800	278,300	307,600	332,900	382,200	425,900	470,500	
	35	253,500	278,900	308,600	334,200	383,500	426,400	470,800	
	36	254,200	279,800	309,600	335,400	384,600	426,900	471,200	
	37	254,900	280,700	310,600	336,600	385,600	427,300	471,500	
	38	255,600	281,500	311,600	337,800	386,400	427,500		
	39	256,200	282,300	312,600	339,200	387,300	427,800		
	40	256,800	283,000	313,600	340,400	388,500	428,100		
	41	257,400	283,700	314,600	341,300	389,500	428,400		
	42	258,000	284,600	315,800	342,500	390,500	428,700		
	43	258,600	285,400	316,900	343,800	391,500	429,000		
	44	259,100	286,100	318,000	345,000	392,500	429,300		
	45	259,500	286,800	319,100	345,900	393,300	429,500		
	46	260,200	287,600	320,200	346,900	394,100	429,800		
	47	260,600	288,400	321,300	347,900	395,000	430,100		
	48	261,000	289,100	322,300	348,900	395,800	430,400		
	49	261,400	289,900	323,400	349,800	396,300	430,600		
	50	261,900	290,600	324,500	350,700	397,100	430,800		
	51	262,400	291,200	325,600	351,700	398,000	431,100		
	52	262,900	291,900	326,700	352,600	398,800	431,400		
	53	263,200	292,600	327,700	353,200	399,200	431,700		
	54	263,500	293,200	328,800	354,100	399,900			
定年前	55	263,800	293,900	329,800	354,800	400,600			

再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	56	264, 100	294, 600	330, 800	355, 700	401, 200		
	57	264, 400	295, 300	331, 700	356, 400	401, 600		
	58	264, 700	296, 000	332, 700	356, 700	402, 100		
	59	265, 100	296, 700	333, 800	357, 100	402, 800		
	60	265, 400	297, 300	334, 700	357, 700	403, 400		
	61	265, 700	297, 800	335, 600	358, 400	403, 800		
	62	266, 000	298, 400	336, 300	359, 100	404, 300		
	63	266, 300	299, 100	337, 000	359, 800	404, 800		
	64	266, 600	299, 800	337, 600	360, 400	405, 300		
	65	266, 900	300, 300	338, 200	361, 100	405, 900		
	66	267, 200	300, 900	339, 000	361, 600	406, 400		
	67	267, 500	301, 600	339, 600	362, 200	407, 000		
	68	267, 800	302, 200	340, 200	362, 800	407, 700		
	69	268, 100	302, 800	340, 800	363, 200	408, 200		
	70	268, 400	303, 400	341, 000	363, 700	408, 700		
	71	268, 700	304, 000	341, 400	364, 100	409, 100		
	72	268, 900	304, 700	341, 900	364, 600	409, 500		
	73	269, 100	305, 300	342, 500	365, 100	409, 800		
	74	269, 400	305, 800	343, 000	365, 600	410, 300		
	75	269, 800	306, 200	343, 600	366, 100	410, 700		
	76	270, 000	306, 600	344, 000	366, 500	411, 100		
	77	270, 200	306, 900	344, 600	366, 800	411, 500		
	78	270, 500	307, 200	345, 100	367, 100	412, 100		
	79	270, 800	307, 400	345, 500	367, 300	412, 500		
	80	271, 000	307, 700	346, 000	367, 600	412, 900		
	81	271, 200	308, 000	346, 500	368, 200	413, 300		
	82	271, 500	308, 200	346, 800	368, 500	413, 800		
	83	271, 800	308, 500	347, 000	368, 800	414, 200		
	84	272, 000	308, 800	347, 300	369, 100	414, 600		
	85	272, 200	309, 100	347, 700	369, 500	415, 000		
	86		309, 300	348, 100	369, 800			
	87		309, 500	348, 500	370, 100			
	88		309, 700	348, 800	370, 400			
	89		310, 100	349, 100	370, 800			
	90		310, 300	349, 300	371, 100			
	91		310, 500	349, 700	371, 300			
	92		310, 700	350, 000	371, 600			
	93		311, 100	350, 200	371, 900			
	94		311, 300	350, 500	372, 300			
	95		311, 500	350, 800	372, 700			
	96		311, 800	351, 000	373, 200			
	97		312, 100	351, 200	373, 700			
	98		312, 300	351, 500	374, 100			
	99		312, 500	351, 800	374, 500			
	100		312, 800	352, 000	374, 900			
	101		313, 100	352, 200	375, 400			
	102		313, 300	352, 400				
	103		313, 500	352, 800				
	104		313, 800	353, 000				
	105		314, 200	353, 300				
	106			353, 600				
	107			354, 000				
	108			354, 400				

	109			354,600				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		205,400	232,600	262,600	276,900	303,900	347,000	391,300

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、管理栄養士、診療放射線技師、衛生検査技師等で人事委員会の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 226,300	円 260,000	円 300,000	円 313,600	円 337,600	円 381,100
	2	228,200	262,100	300,500	314,200	338,700	382,900
	3	230,000	264,300	301,000	314,700	339,700	384,600
	4	231,800	266,600	301,500	315,200	340,600	386,300
	5	233,500	268,800	301,900	315,700	341,600	388,200
	6	235,500	269,900	302,400	316,200	342,800	390,200
	7	237,300	270,700	302,900	316,800	344,100	392,200
	8	239,000	271,600	303,300	317,200	345,300	394,300
	9	240,800	272,400	303,700	317,700	346,200	396,000
	10	242,700	273,500	304,300	318,200	347,400	398,200
	11	244,600	274,600	304,800	318,900	348,600	400,300
	12	246,600	275,600	305,300	319,400	349,700	402,400
	13	248,400	276,400	305,700	319,800	350,700	404,300
	14	250,500	277,100	306,200	320,400	351,800	405,900
	15	252,500	277,800	306,600	321,100	352,900	407,800
	16	254,500	278,600	307,100	321,700	354,100	409,600
	17	256,600	279,800	307,600	322,300	355,200	411,300
	18	258,600	280,700	308,000	323,200	356,300	413,100
	19	260,800	281,600	308,500	324,100	357,400	415,100
	20	262,800	282,500	308,900	325,000	358,600	416,800
	21	264,700	283,500	309,500	325,800	359,700	418,600
	22	266,000	284,600	309,900	326,700	360,900	420,300
	23	267,100	285,500	310,400	327,600	362,000	422,200
	24	268,200	286,500	310,800	328,400	363,200	424,000
	25	269,300	287,300	311,300	329,300	364,200	425,600
	26	270,200	288,200	311,900	330,100	365,500	427,400
	27	271,100	289,100	312,600	331,000	366,800	429,200
	28	271,900	290,100	313,300	331,900	368,200	431,000
	29	272,700	291,100	314,100	332,600	369,400	432,600
	30	273,400	291,800	314,800	333,800	370,900	434,100
	31	274,100	292,500	315,500	334,900	372,400	435,600
	32	274,900	293,200	316,300	335,900	374,000	437,000
	33	275,700	293,800	317,000	337,000	375,200	438,200
	34	276,300	294,500	317,800	338,000	376,700	439,300
	35	276,900	295,000	318,500	339,200	378,200	440,500
	36	277,400	295,400	319,300	340,300	379,600	441,800
	37	278,000	295,800	320,000	341,400	381,000	443,100
	38	278,700	296,400	320,800	342,500	382,000	444,200
	39	279,400	296,900	321,600	343,700	383,500	445,400
	40	280,200	297,300	322,400	344,800	384,800	446,700
	41	280,900	297,700	323,000	345,600	386,100	447,900
	42	281,500	298,200	324,000	346,700	387,600	448,900

	43	282,200	298,600	325,000	347,800	388,900	450,000
	44	282,800	299,100	325,900	348,900	390,200	451,100
	45	283,600	299,700	326,700	349,800	391,700	452,200
	46	284,300	300,100	327,700	350,700	393,000	452,700
	47	285,100	300,600	328,800	351,700	394,100	453,200
	48	285,700	301,000	329,700	352,700	395,300	453,600
	49	286,200	301,500	330,600	354,000	396,400	454,200
	50	286,700	301,900	331,500	355,300	397,400	454,700
	51	287,100	302,400	332,500	356,500	398,400	455,100
	52	287,500	302,900	333,600	357,700	399,300	455,600
	53	287,800	303,300	334,400	358,700	399,900	456,100
	54	288,300	303,700	335,300	359,900	400,700	456,600
	55	288,700	304,300	336,300	361,000	401,500	456,900
	56	289,100	304,700	337,200	362,300	402,400	457,200
	57	289,600	305,200	338,100	363,400	403,100	457,600
	58	290,000	305,900	339,100	364,300	403,800	
	59	290,300	306,600	340,100	365,400	404,500	
	60	290,600	307,300	341,000	366,600	405,100	
	61	291,000	308,000	341,900	367,700	405,700	
	62	291,400	308,900	343,000	369,000	406,300	
	63	291,800	309,900	344,300	370,200	407,000	
	64	292,100	310,600	345,500	371,200	407,700	
	65	292,400	311,300	346,200	372,200	408,400	
	66	292,800	312,200	347,300	373,300	408,900	
	67	293,200	313,000	348,500	374,400	409,500	
	68	293,500	313,800	349,400	375,500	410,000	
	69	293,900	314,600	350,500	376,300	410,400	
	70	294,500	315,500	351,200	377,400	411,000	
	71	294,900	316,400	352,300	378,600	411,400	
	72	295,200	317,200	353,500	379,600	411,700	
	73	295,600	318,100	354,600	380,300	412,100	
	74	296,100	319,000	355,800	381,100	412,600	
	75	296,600	319,900	356,900	381,900	413,000	
	76	297,100	320,800	358,100	382,700	413,300	
	77	297,600	321,600	359,200	383,300	413,600	
	78	298,100	322,500	360,300	383,800	414,100	
	79	298,700	323,500	361,300	384,300	414,600	
	80	299,100	324,500	362,400	384,800	415,000	
	81	299,700	325,000	363,400	385,400	415,300	
	82	300,100	325,800	364,400	385,900	415,700	
定年前 再任用 短時間	83	300,600	326,700	365,300	386,400	416,200	
勤務職 員以外 の職員	84	301,100	327,500	366,300	386,900	416,600	
	85	301,500	328,300	367,200	387,300	417,100	
	86	301,900	329,300	368,100	387,800	417,500	
	87	302,400	330,300	368,900	388,400	418,000	
	88	302,900	331,300	369,700	388,900	418,400	
	89	303,300	332,200	370,300	389,200	418,800	
	90	303,800	333,200	370,900	389,700	419,200	
	91	304,400	334,300	371,500	390,000	419,700	
	92	304,900	335,300	372,100	390,300	420,100	
	93	305,400	336,100	372,500	390,900	420,500	
	94	305,800	336,800	373,000	391,400		
	95	306,300	337,500	373,500	391,900		
	96	306,900	338,100	373,900	392,500		

97	307,500	338,700	374,400	393,100			
98	308,000	339,000	374,800	393,600			
99	308,500	339,500	375,300	394,100			
100	309,100	340,100	375,700	394,500			
101	309,500	340,500	376,000	395,100			
102	310,000	341,000	376,500	395,600			
103	310,400	341,600	376,800	396,100			
104	310,800	342,100	377,100	396,600			
105	311,200	342,500	377,500	397,200			
106	311,600	343,000	378,100	397,700			
107	312,000	343,600	378,600	398,200			
108	312,300	344,100	379,100	398,700			
109	312,500	344,500	379,600	399,300			
110	312,800	344,800	380,100				
111	313,000	345,100	380,600				
112	313,300	345,400	381,000				
113	313,600	345,700	381,400				
114	313,800	346,100	381,800				
115	314,200	346,400	382,300				
116	314,400	346,700	382,900				
117	314,700	346,900	383,300				
118	314,900	347,200	383,800				
119	315,200	347,500	384,300				
120	315,500	347,700	384,800				
121	315,800	347,900	385,100				
122	316,100	348,300					
123	316,400	348,600					
124	316,700	348,900					
125	316,900	349,100					
126	317,100	349,400					
127	317,400	349,700					
128	317,800	349,900					
129	318,000	350,100					
130	318,300	350,300					
131	318,600	350,600					
132	319,100	350,800					
133	319,300	351,100					
134	319,600	351,500					
135	319,900	351,900					
136	320,200	352,300					
137	320,400	352,600					
138	320,700	353,000					
139	321,000	353,500					
140	321,300	353,900					
141	321,500	354,200					
142	321,800	354,600					
143	322,200	354,900					
144	322,500	355,300					
145	322,700	355,600					
146	322,900	356,000					
147	323,200	356,400					
148	323,500	356,800					
149	323,800	357,100					

	150	324,000	357,500				
	151	324,300	357,900				
	152	324,600	358,400				
	153	325,000	358,700				
	154	325,200					
	155	325,400					
	156	325,700					
	157	326,000					
	158	326,300					
	159	326,600					
	160	326,900					
	161	327,300					
	162	327,600					
	163	327,900					
	164	328,200					
	165	328,700					
	166	329,000					
	167	329,300					
	168	329,600					
	169	330,000					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
	円	円	円	円	円	円	
	253,900	275,300	283,000	294,000	311,400	350,700	

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等で人事委員会の定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合は、この限りでない。

第16条第2項中「者が離職し、」を「者が離職した日（人事委員会が定める場合にあつては、当該離職した日以降の日で人事委員会が定める日）」に改める。

第17条の3第1項第6号中「100分の1.6」を「100分の1.8」に改める。

第17条の8第1項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合は、この限りでない。

第17条の8第2項中「者が離職し、」を「者が離職した日（人事委員会が定める場合にあつては、当該離職した日以降の日で人事委員会が定める日）」に改める。

第19条第1項第2号中「次の表に掲げる」を「支給単位期間につき、69,100円を超えない範囲内で」に、「支給単位期間につき、当該区分に掲げる」を「て人事委員会が定める」に改め、同号の表を削る。

第34条第1項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第36条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項、第8項及び第10項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。）第17条の12第1項第1号、第19条第1項第2号、第31条第2項及び第3項並びに別表第1から別表第3までの規定、附則第7項の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号。以下この項及び附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定並びに附則第9項の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「改正後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項及び第2項の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第34条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定、附則第5項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）第4条の2第2項の規定、改正後の任期付職員条例第8条

第2項の規定並びに改正後の任期付研究員条例第6条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。

(実施規定)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内扱)

- 4 第1条の規定による改正前的一般職の職員の給与に関する条例、次項の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例、附則第7項の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例又は附則第9項の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて、令和7年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、それぞれ改正後の給与条例、次項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内扱とみなす。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

- 6 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 7 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中	400,500	413,400	に改める。
	449,600	464,400	
	502,700	518,500	
	567,100	585,900	
	647,800	668,600	
	756,100	780,900	
	882,900	911,500	

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

- 8 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 9 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中	423,000	436,900	に改め、同条第2項の表中	353,500	365,400	に改める。
	485,300	501,200		390,300	403,200	
	549,700	567,500		418,900	432,800	
	634,500	655,300				
	737,800	761,500				
	842,000	868,700				

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

- 10 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

人事課

一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年12月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第57号

一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の旅費等に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第7条」に、「第12条—第26条」を「第8条—第19条」に、「第27条」を「第20条」に、「第28条—第30条」を「第21条—第25条」に改める。

第2条第6号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改める。

第3条第2項第1号中「（以下「退職等」という。）」を削り、「退職等に」を「退職、免職、失職又は休職に」に改める。

第3条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消しを含む。同項において同じ。）され、又は死亡した場合その他人事委員会が定める場合において、その旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会が定める基準によるものを旅費として支給することができる。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「場合」を「場合で、前項の規定に該当する場合」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

第5条及び第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条を第5条とする。

第8条から第10条までを削る。

第11条に後段として次のように加える。

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の支給を受けることができない。

第11条に次の4項を加える。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後速やかに、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 旅費の支出をする者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、当該過払金を返納させなければならない。

4 旅費の支出をする者は、その支出した概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が旅費の精算をしていない場合又は過払金を返納していない場合には、当該旅費の支出をする者がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。

5 前項に規定する給与の種類は、人事委員会が定める。

第11条を第6条とし、第1章中同条の次に次の1条を加える。

（旅費の種目及び内容）

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料とし、これらの内容については、次章の定めるところによる。

第2章を次のように改める。

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他人事委員会が定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（知事が定める職員に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他人事委員会が定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（知事が定める職員に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他人事委員会が定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計

額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため必要とするものに限る。）の額（第4号に掲げる費用の額は、人事委員会が定める額に限る。）の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のイに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号のハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げるものを除く。）
- (4) 自家用車を利用する移動に要する費用
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して人事委員会が定める額（次条において「宿泊料基準額」という。）とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合として人事委員会が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊料基準額の合計額とする。

(食卓料)

第14条 食卓料は、宿泊を伴う旅行に必要な食費に充てるための費用とし、その額は、人事委員会が定める額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、現に支払った食費の額とする。

2 移動中に宿泊する場合の食卓料は、前項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転料のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、支給しない。

(旅行雑費)

第15条 旅行雑費は、旅行に要する費用とし、その額は、通信費その他の任命権者が知事と協議して定める雑費について、現に支払った額による。

(移転料)

第16条 移転料は、赴任に伴う移転に要する費用とし、その額は、移転の実態を勘案して人事委員会が定める方法により算定される額とする。

2 前項に規定するもののほか、赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項及び第19条において同じ。）を移転しなかつた職員が赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を移転する場合の移転料の額は、同項の規定に準じて算定した額による。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。
(着後手当)

第17条 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、住宅の借受け等に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 自ら居住するための住宅（賃間を含む。次号において同じ。）を借り受ける際に要した費用として人事委員会が定める額
- (2) 赴任後直ちに自ら居住するための住宅に入居できない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る宿泊料及び食卓料に相当する額。ただし、宿泊料に相当する額については、5泊分を超える場合にあつては5泊分とし、食卓料に相当する額については、5夜分を超える場合にあつては5夜分とする。

(移転雑費)

第18条 移転雑費は、赴任に伴う住所又は居所の移転に要する費用とし、その額は、人事委員会が定める額とする。

(家族移転料)

第19条 家族移転料は、赴任を命ぜられた日における家族の旧居住地から新居住地までの移転に要する費用とし、その額は、家族1人ごとに次に掲げる額とする。

- (1) その移転の際の年齢に応じて第8条から第11条までの規定に準じて算定した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額
 - (2) 職員相当の宿泊料、包括宿泊費及び食卓料並びに着後手当（宿泊料及び食卓料に相当する部分に限る。）の額
- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、家族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、前項の規定を適用する。

第27条中「第5条」を「第7条」に改め、第3章中同条を第20条とし、第4章中同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限額)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第11条第4号に掲げる費用を除き、家族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第5条及び第8条から第11条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊料、包括宿泊費、移転料、着後手当（食卓料に相当する部分を除く。）及び家族移転料（食卓料に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第5条、第12条、第13条、第16条、第17条及び第19条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第28条第1項を次のように改める。

任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第28条第2項中「その旅行の特殊性により」を「当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上」に改め、同条を第22条とし、第29条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第24条 旅費の支出をする者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅費の支出をする者は、前項に規定する返納に代えて、当該旅費の支出をする者がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会が定める。

第30条を第25条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定、第1章中第6条の次に1条を加える改正規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分に限る。）、第2章の改正規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分に限る。）及び第4章中第20条の次に1条を加える改正規定（移転料、着後手当及び家族移転料に係る部分に限る。）、附則第3項の規定並びに附則第4項中特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）第2条第1項の改正規定（「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める部分に限る。）、同条例第5条の次に1条を加える改正規定（移転料に係る部分に限る。）及び同条例第8条に後段を加える改正規定（着後手当及び移転雑費に係る部分に限る。）は、令和8年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一般職の職員の旅費に関する条例（次項において「改正後の一般職条例」という。）の規定及び附則第4項の規定による改正後の特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分を除く。）並びに附則第5項の規定による改正後の証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例（昭和34年長野県条例第40号）の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の一般職条例の規定及び附則第4項の規定による改正後の特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分に限る。）は、令和8年3月1日以後に採用された職員又は同日以後に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転について適用し、同日前に採用された職員又は同日前に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転については、なお従前の例による。

(特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「車賃、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改め、同条第2項中「非常勤」を「前項に規定する職員以外」に、「車賃、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第3条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。

(船賃)

第4条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。

(航空賃)

第5条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。

第9条を第10条とし、第8条に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第3条第4項及び第5項、第6条第5項、第11条、第17条第1号、第18条、第24条第3項並びに第25条中「人事委員会が」とあるのは「規則で」と、同条例第22条第2項中「人事委員会」とあるのは「知事」と、同条例第24条第1項及び第2項中「この条例又はこれに基づく人事委員会規則」とあるのは「特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例又はこれに基づく規則」と読み替えるものとする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「別表第1に掲げられている職員以外の特別職の」を「特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）別表第3の4に掲げる」に、「及び船賃」を「、船賃及び航空賃」に、「及び第4条」を「から第5条まで」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(宿泊料、食卓料及び移転料)

第6条 宿泊料は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 食卓料は、宿泊を伴う旅行に必要な食費に充てるための費用とし、その額は、規則で定める額とする。

3 移転料は、赴任に伴う移転に要する費用とし、その額は、移転の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

4 前項に規定するもののほか、赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を移転しなかった職員が赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を移転する場合の移転料の額は、同項の規定に準じて算定した額による。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表を削る。

（証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正）

5 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「は、別表第1に掲げる」を「支給する」に、「を支給する」を「の額については、一般職の職員の旅費又は費用弁償の額の例による」に改める。

第3条中「別表第2」を「別表」に改める。

第4条中「職員等」を「職員」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年12月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第58号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の4の項中 「 (13) 法第27条の規定による使用前の検査及び許可証の交付」 を 」

- (13) 法第27条の規定による使用前の検査及び許可証の交付
- (14) 法第30条の18の4第1項の規定による報告の受理
- (15) 法第30条の18の4第2項の規定による体制の確認
- (16) 法第30条の18の4第4項の規定による変更の報告の受理及び体制の確認
- (17) 法第30条の18の4第6項の規定による報告命令及び報告内容の是正命令
- (18) 法第30条の18の4第7項において準用する法第30条の13第3項の規定による情報提供の要求

に、「(14)」を「(19)」に、「(15)」を「(20)」に、「(30)」を

「(35)」に、「(35)」を「(40)」に、「(38)」を「(43)」に、「(16)」を「(21)」に、「(17)」を「(22)」に、「(18)」を「(23)」に、「(19)」を「(24)」に、「(20)」を「(25)」に、「(21)」を「(26)」に、「(22)」を「(27)」に、「(23)」を「(28)」に、「(24)」を「(29)」に、「(25)」を「(30)」に、「(26)」を「(31)」に、「(27)」を「(32)」に、「(28)」を「(33)」に、「(29)」を「(34)」に、「(31)」を「(36)」に、「(32)」を「(37)」に、「(33)」を「(38)」に、「(34)」を「(39)」に、「(36)」を「(41)」に、「(37)」を「(42)」に、「(39)」を「(44)」に、「(40)」を「(45)」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

医療政策課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年12月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第59号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条の表の長野県風越公園の項を削る。

第26条第2号中「長野県風越公園、」を削る。

別表第1の2中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に、「第7条第2号」を「第7条第1項第2号」に、「第7条第3号」を「第7条第1項第3号」に、「第7条第4号」を「第7条第1項第4号」に、「第7条第5号」を「第7条第1項第5号」に、「第7条第6号」を「第7条第1項第6号」に改め、「昭和31年政令第291号。」を削り、「第12条第1号」を「第12条第2項第1号」に、「第12条第2号」を「第12条第2項第2号」に、「第12条第3号」を「第12条第2項第3号」に、「第12条第4号」を「第12条第2項第4号」に、「第12条第7号」を「第12条第2項第7号」に、「同条第8号」を「同項第8号」に、「第12条第9号」を「第12条第2項第9号」に改める。
別表第2の2を次のように改める。

2 陸上競技場、補助競技場及び多目的広場

区分			金額
グラウンド	専用する場合	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 1時間について 7,000円
		上記以外に利用する場合	入場料の総額に100分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）ただし、その額が22万7,500円に満たないときは、22万7,500円とする。
	グラウンド	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 1時間について 3,500円
		上記以外に利用する場合	〃 17,500円

陸上競技場	専用しない場合	一般	1人1時間について	100円											
		小・中学生及び高校生	"	50円											
	トレーニング室	一般	"	250円											
		小・中学生及び高校生	"	100円											
	第1役員室		1時間について	500円											
	第2役員室														
	第3役員室														
	第4役員室														
	第1多目的室		"	800円											
	第2多目的室		"	1,100円											
	第1特別観覧室		"	400円											
	第2特別観覧室		"	500円											
	来賓室		"	900円											
	来賓控室		"	1,000円											
補助競技場	専用する場合		"	1,100円											
	専用しない場合	一般	1人1時間について	100円											
		小・中学生及び高校生	"	50円											
多目的広場	専用する場合		1時間について	1,000円											
(備考) 陸上競技場の役員室とグラウンドとを併せて利用する場合（グラウンドを専用する場合に限る。）にあっては、グラウンドを利用する場合の額とする。															
別表第2の12及び13を削り、同表の11を同表の13とし、同表の10を同表の12とし、同表の9を同表の11とし、同表の8を同表の10とし、同表の7を同表の9とし、同表の6を同表の8とし、同表の5を同表の7とし、同表の4を同表の6とし、同6の前に次のように加える。															
5 庭球競技場															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用する場合</td> <td colspan="2">コート1面1時間について 500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専用しない場合</td> <td>一般</td> <td>1人1時間について 150円</td> </tr> <tr> <td>小・中学生及び高校生</td> <td>" 50円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	金額		専用する場合	コート1面1時間について 500円		専用しない場合	一般	1人1時間について 150円	小・中学生及び高校生	" 50円
区分	金額														
専用する場合	コート1面1時間について 500円														
専用しない場合	一般	1人1時間について 150円													
	小・中学生及び高校生	" 50円													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>相撲競技場</th> <th>庭球競技場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円 700</td> <td>コート1面について 1,400円</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>" 1,600円</td> </tr> <tr> <td>1,400</td> <td>" 2,900円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>" 1,400円</td> </tr> </tbody> </table>					相撲競技場	庭球競技場	円 700	コート1面について 1,400円	900	" 1,600円	1,400	" 2,900円	—	" 1,400円	
相撲競技場	庭球競技場														
円 700	コート1面について 1,400円														
900	" 1,600円														
1,400	" 2,900円														
—	" 1,400円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>相撲競技場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円 700</td> </tr> <tr> <td>900</td> </tr> <tr> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					相撲競技場	円 700	900	1,400	—						
相撲競技場															
円 700															
900															
1,400															
—															

別表第2の3中「、庭球競技場」を削り、

—	〃	400円	—
1人について 150円	1人について 300円	1人について 150円	1人について 150円
〃 50円	〃 100円	〃 50円	〃 50円
〃 150円	〃 300円	〃 150円	〃 150円
〃 50円	〃 100円	〃 50円	〃 50円
〃 300円	〃 600円	〃 300円	〃 300円
〃 100円	〃 200円	〃 100円	〃 100円

に改

め、同3の備考を削り、同3を同表の4とし、同表の2の次に次のように加える。

3 弓道場

区分		金額					
		午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。）1時間につき	
射場	専用する場合	1人立について 1,200円	1人立について 1,400円	1人立について 2,400円	—	1人立について 300円	
	専用しない場合	一般	1人について 250円	1人について 250円	1人について 500円	1人について 250円	
		小・中学生及び高校生	〃 100円	〃 100円	〃 200円	〃 100円	
指導員室		600円	800円	1,400円	—	200円	
研修室		1,200円	1,600円	2,800円	—	400円	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年12月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

第24条の7中「2万1,000円」を「2万2,500円」に、「7,100円」を「7,400円」に改める。

第28条第5項中「第27条第1項」を「第27条」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

(別表第1) (第5条関係)

教育職給料表(1)

職員の区分 号俸	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	235,700	281,400	361,500	416,600	490,100	751,300
	2	238,300	283,600	363,200	418,300	498,500	
	3	240,800	285,800	364,800	419,600	507,200	
	4	243,200	287,700	366,300	420,800	515,800	
	5	245,700	289,600	367,800	422,100	524,100	
	6	248,100	291,100	369,500	423,100	532,000	
	7	250,700	292,600	371,100	424,100	539,700	
	8	253,200	294,100	372,600	425,000	547,000	
	9	255,700	296,000	374,100	425,900	553,700	
	10	257,500	297,900	376,100	427,000	559,000	
	11	259,300	299,800	378,200	428,100	563,700	
	12	261,200	301,700	380,100	429,200	568,100	
	13	263,000	303,700	381,900	430,200	571,300	
	14	264,500	305,800	383,600	431,300	574,200	
	15	266,200	307,800	385,200	432,400	576,900	
	16	267,700	309,900	386,600	433,400	579,400	
	17	269,200	311,800	388,000	434,400	581,400	
	18	270,700	314,400	389,500	435,500		
	19	272,000	317,100	390,700	436,700		
	20	273,400	319,800	392,000	437,800		
	21	274,800	322,400	393,400	438,800		
	22	276,100	324,900	394,600	439,900		
	23	277,500	327,300	395,800	441,000		
	24	278,800	329,600	396,900	442,200		
	25	280,400	331,800	398,100	443,100		
	26	282,000	333,900	399,400	444,200		
	27	283,600	335,900	400,700	445,200		
	28	285,300	337,900	402,000	446,200		
	29	286,800	340,000	403,300	447,200		
	30	288,500	341,900	404,600	448,300		
	31	290,300	343,900	405,900	449,300		
	32	292,100	345,800	407,200	450,400		
	33	293,900	347,600	408,400	451,500		
	34	295,200	349,600	409,600	452,700		
	35	296,400	351,500	410,800	453,800		
	36	297,500	353,500	411,900	455,000		
	37	298,500	355,200	413,000	455,700		
	38	299,600	356,400	414,200	456,700		
	39	300,600	357,500	415,300	457,600		
	40	301,600	358,600	416,300	458,400		

41	302,500	359,100	417,500	459,200			
42	303,600	359,500	418,700	460,100			
43	304,800	359,900	419,800	460,900			
44	305,700	360,200	420,900	461,700			
45	306,600	360,700	421,900	462,400			
46	307,600	361,200	422,900	463,300			
47	308,500	361,700	423,900	464,200			
48	309,500	362,000	424,800	465,100			
49	310,400	362,300	426,000	466,100			
50	310,800	362,600	427,400	467,000			
51	311,200	363,000	428,800	468,000			
52	311,600	363,300	430,100	468,900			
53	312,000	363,700	430,900	469,900			
54	312,400	364,000	432,000	471,000			
55	312,700	364,400	433,000	471,900			
56	313,000	364,700	434,100	472,900			
57	313,400	365,000	435,000	473,800			
58	313,800	365,400	435,700	474,700			
59	314,400	365,700	436,600	475,600			
60	314,700	366,100	437,300	476,700			
61	315,000	366,400	438,000	477,500			
62	315,300	366,700	438,800	477,900			
63	315,600	367,100	439,600	478,500			
64	316,000	367,400	440,200	479,100			
65	316,400	367,700	440,800	479,800			
66	316,700	368,200	441,300	480,500			
67	317,100	368,500	441,800	480,900			
68	317,400	368,900	442,200	481,500			
69	317,800	369,300	442,500	481,900			
70	318,100	369,600	442,800	482,300			
71	318,500	370,000	443,100	482,600			
72	319,000	370,400	443,500	482,900			
73	319,300	370,700	443,800	483,200			
74	319,600	371,100	444,100	483,500			
75	320,000	371,500	444,500	483,800			
76	320,300	371,900	444,900	484,100			
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 職員	77	320,600	372,200	445,200	484,400		
	78	320,900	372,600	445,500	484,800		
	79	321,300	373,100	445,900	485,100		
	80	321,600	373,600	446,200	485,400		
	81	321,900	374,100	446,600	485,800		
	82	322,200	374,700	447,000	486,200		
	83	322,500	375,400	447,300	486,500		
	84	322,900	376,000	447,600	486,800		
	85	323,200	376,600	447,900	487,100		
	86	323,600	377,200	448,200			
	87	324,100	377,900	448,400			
	88	324,500	378,500	448,700			
	89	324,800	379,000	449,000			
	90	325,100	379,400	449,300			
	91	325,400	379,700	449,500			
	92	325,800	380,100	449,800			
	93	326,200	380,500	450,100			

94	326,600	380,900	450,400				
95	327,000	381,300	450,700				
96	327,400	381,700	451,000				
97	327,800	382,300	451,400				
98	328,300	382,900	451,700				
99	328,900	383,300	452,000				
100	329,500	383,800	452,300				
101	329,800	384,200	452,600				
102	330,100	384,700	452,900				
103	330,300	385,000	453,200				
104	330,600	385,300	453,500				
105	330,900	385,800	453,700				
106	331,200	386,200					
107	331,500	386,700					
108	331,700	387,200					
109	332,000	387,700					
110	332,300	388,200					
111	332,600	388,600					
112	333,000	389,000					
113	333,300	389,400					
114	333,700	389,800					
115	334,000	390,200					
116	334,300	390,600					
117	334,500	391,000					
118	334,800	391,400					
119	335,200	391,800					
120	335,600	392,200					
121	335,800	392,600					
122	336,100	393,000					
123	336,400	393,400					
124	336,800	393,700					
125	337,000	394,100					
126	337,200	394,600					
127	337,500	395,100					
128	337,800	395,500					
129	338,000	395,900					
130	338,300	396,400					
131	338,800	396,900					
132	339,000	397,500					
133	339,200	398,000					
134	339,500	398,500					
135	339,800	399,000					
136	340,000	399,500					
137	340,200	400,000					
138	340,400	400,500					
139	340,600	401,000					
140	340,900	401,500					
141	341,300	402,000					
142	341,600						
143	341,900						
144	342,200						
145	342,600						
146	342,900						
147	343,100						

	148	343,500					
	149	343,800					
	150	344,100					
	151	344,400					
	152	344,600					
	153	344,900					
	154	345,200					
	155	345,500					
	156	345,800					
	157	346,000					
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
		円	円	円	円	円	
		254,000	304,700	316,200	339,400	428,200	

(別表第2) (第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	217,300	265,200	397,500	474,300
	2	219,700	266,600	399,000	476,200
	3	222,100	268,000	400,400	478,000
	4	224,400	269,400	401,800	479,800
	5	226,700	270,900	403,300	481,600
	6	229,000	272,100	404,700	483,300
	7	231,300	273,300	406,200	485,200
	8	233,500	274,500	407,700	487,100
	9	235,800	275,900	409,000	488,800
	10	238,000	277,000	410,400	490,400
	11	240,200	278,100	411,900	492,100
	12	242,500	279,300	413,500	493,600
	13	244,700	280,700	414,800	495,100
	14	246,900	282,400	416,300	496,500
	15	249,000	284,100	417,900	497,900
	16	251,200	285,900	419,400	499,200
	17	253,300	287,600	420,800	500,500
	18	255,200	289,700	422,500	501,100
	19	256,900	291,900	424,100	501,700
	20	258,600	294,100	425,600	502,400
	21	260,400	296,400	426,900	503,000
	22	261,700	298,600	428,300	
	23	263,000	300,900	429,700	
	24	264,200	303,000	431,000	
	25	265,500	305,100	432,700	
	26	266,700	307,000	434,100	
	27	267,900	308,900	435,400	
	28	269,100	310,800	436,900	
	29	270,300	312,600	438,300	
	30	271,300	314,600	439,600	
	31	272,400	316,400	441,100	
	32	273,400	318,100	442,700	
	33	274,500	319,900	444,300	

	34	275,700	321,700	445,700		
	35	276,900	323,400	447,400		
	36	278,200	325,100	448,900		
	37	279,400	326,700	450,600		
	38	280,600	328,400	452,200		
	39	281,800	330,300	453,800		
	40	282,900	332,000	455,400		
	41	284,200	333,300	457,000		
	42	285,300	335,300	458,500		
	43	286,300	337,100	459,700		
	44	287,200	338,900	460,900		
	45	287,800	340,500	462,200		
	46	288,600	342,400	463,500		
	47	289,500	344,200	464,700		
	48	290,300	345,900	465,900		
	49	291,000	347,600	467,100		
	50	291,800	349,400	468,300		
	51	292,500	351,100	469,500		
	52	293,300	352,800	470,700		
	53	294,100	354,600	472,000		
	54	295,000	355,900	473,200		
	55	295,700	357,200	474,400		
	56	296,500	358,600	475,600		
	57	297,200	360,100	476,800		
	58	297,800	361,700	477,400		
	59	298,600	363,300	477,900		
	60	299,500	364,900	478,400		
	61	300,200	366,300	478,900		
	62	300,800	368,000			
	63	301,600	369,600			
	64	302,200	371,000			
	65	303,200	372,500			
	66	304,000	374,200			
	67	304,800	375,800			
	68	305,500	377,300			
	69	306,100	378,900			
	70	306,800	380,500			
	71	307,500	382,000			
	72	308,200	383,600			
	73	308,900	385,100			
定年前	74	309,700	386,700			
再任用	75	310,400	388,400			
短時間	76	310,900	389,900			
勤務学						
校職員	77	311,500	391,300			
以外の	78	312,100	392,800			
職員	79	312,800	394,200			
	80	313,400	395,500			
	81	314,000	396,800			
	82	314,600	398,300			
	83	315,300	399,600			
	84	316,000	400,900			
	85	316,600	402,000			
	86	317,400	403,500			
	87	318,100	404,800			

	88	318,700	406,100			
	89	319,500	407,400			
	90	320,300	408,700			
	91	321,100	409,800			
	92	321,900	411,000			
	93	322,400	412,300			
	94	323,200	413,400			
	95	324,100	414,600			
	96	324,900	415,800			
	97	325,500	417,300			
	98	326,200	418,300			
	99	327,000	419,300			
	100	327,700	420,300			
	101	328,500	421,200			
	102	329,400	422,300			
	103	330,300	423,400			
	104	331,100	424,500			
	105	331,700	425,200			
	106	332,500	426,100			
	107	333,300	427,100			
	108	334,200	428,000			
	109	334,900	428,800			
	110	335,300	429,600			
	111	335,600	430,400			
	112	336,100	431,200			
	113	336,600	431,900			
	114	337,000	432,600			
	115	337,400	433,300			
	116	337,800	434,000			
	117	338,300	434,600			
	118	338,900	435,100			
	119	339,300	435,400			
	120	339,800	435,700			
	121	340,300	436,000			
	122	340,700	436,300			
	123	341,100	436,700			
	124	341,600	436,900			
	125	342,100	437,100			
	126	342,400	437,400			
	127	342,700	437,700			
	128	343,000	437,900			
	129	343,200	438,100			
	130	343,600	438,400			
	131	343,900	438,700			
	132	344,100	438,900			
	133	344,300	439,100			
	134	344,500	439,400			
	135	344,700	439,700			
	136	345,000	439,900			
	137	345,300	440,100			
	138	345,500	440,400			
	139	345,800	440,700			
	140	346,100	440,900			

	141	346,300	441,100		
	142	346,500	441,500		
	143	346,800	441,800		
	144	347,000	442,000		
	145	347,300	442,200		
	146	347,500			
	147	347,800			
	148	348,100			
	149	348,400			
	150	348,600			
	151	348,900			
	152	349,200			
	153	349,400			
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		252,300	294,900	355,400	445,000

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第3) (第5条関係)

教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 217,300	円 238,800	円 369,400	円 457,400
	2	219,700	241,300	370,900	458,700
	3	222,100	243,700	372,400	459,900
	4	224,400	246,300	373,900	461,300
	5	226,700	248,700	375,300	462,400
	6	229,000	251,200	376,600	463,500
	7	231,300	253,600	378,000	464,700
	8	233,500	256,200	379,400	465,900
	9	235,800	258,600	380,800	467,300
	10	238,000	260,300	382,100	468,500
	11	240,200	261,900	383,500	469,600
	12	242,500	263,500	384,700	470,700
	13	244,700	265,200	385,900	472,000
	14	246,900	266,600	387,200	472,800
	15	249,000	268,000	388,500	473,600
	16	251,200	269,400	389,700	474,500
	17	253,300	270,900	390,700	475,400
	18	255,200	272,100	391,900	475,900
	19	256,900	273,300	393,200	476,400
	20	258,600	274,500	394,300	476,900
	21	260,400	275,900	395,300	477,400
	22	261,700	277,000	396,500	
	23	263,000	278,100	397,800	
	24	264,200	279,300	398,900	
	25	265,500	280,700	399,900	
	26	266,600	282,400	401,100	
	27	267,700	284,100	402,300	
	28	268,800	285,900	403,400	

29	270,100	287,600	404,500		
30	271,200	289,700	405,700		
31	272,300	291,900	406,900		
32	273,300	294,100	408,100		
33	274,400	296,400	409,100		
34	275,500	298,600	410,200		
35	276,500	300,900	411,400		
36	277,600	303,000	412,700		
37	278,800	305,100	413,900		
38	279,800	307,000	415,200		
39	280,800	308,900	416,300		
40	281,900	310,800	417,600		
41	283,100	312,600	418,700		
42	284,200	314,600	420,000		
43	285,400	316,400	421,000		
44	286,500	318,100	422,200		
45	287,400	319,900	423,400		
46	288,200	321,700	424,600		
47	289,000	323,400	425,800		
48	289,900	325,100	427,100		
49	290,500	326,700	428,200		
50	291,300	328,400	429,200		
51	292,000	330,300	430,500		
52	292,700	332,000	431,800		
53	293,500	333,300	433,000		
54	294,400	335,300	434,100		
55	295,000	337,100	435,200		
56	295,700	338,900	436,300		
57	296,400	340,500	437,400		
58	297,200	342,400	438,600		
59	298,000	344,200	439,800		
60	298,600	345,900	441,000		
61	299,300	347,600	441,700		
62	300,000	349,400	442,500		
63	300,700	351,100	443,200		
64	301,200	352,800	443,700		
65	301,900	354,600	444,000		
66	302,600	355,900	444,300		
67	303,200	357,200	444,700		
68	303,800	358,600	445,100		
69	304,600	360,100	445,400		
70	305,300	361,600	445,800		
71	305,900	363,200	446,100		
72	306,600	364,700	446,500		
73	307,100	366,000	446,800		
74	307,700	367,500	447,100		
75	308,400	369,100	447,400		
76	308,900	370,500	447,700		
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 職員	77	309,600	371,900	447,900	
	78	310,200	373,500	448,200	
	79	310,800	375,000	448,500	
	80	311,400	376,500	448,700	
	81	311,900	377,900	448,900	

	82	312, 400	379, 200			
	83	313, 000	380, 500			
	84	313, 600	381, 700			
	85	314, 100	383, 000			
	86	314, 500	384, 200			
	87	315, 000	385, 300			
	88	315, 500	386, 400			
	89	315, 900	387, 400			
	90	316, 400	388, 600			
	91	316, 800	389, 700			
	92	317, 300	390, 800			
	93	317, 600	391, 900			
	94	318, 100	393, 100			
	95	318, 600	394, 100			
	96	319, 100	395, 200			
	97	319, 400	396, 200			
	98	319, 800	397, 200			
	99	320, 200	398, 200			
	100	320, 600	399, 100			
	101	321, 000	399, 900			
	102	321, 300	400, 900			
	103	321, 600	401, 700			
	104	321, 900	402, 700			
	105	322, 100	403, 500			
	106	322, 400	404, 400			
	107	322, 700	405, 300			
	108	322, 900	406, 200			
	109	323, 100	407, 000			
	110	323, 300	408, 100			
	111	323, 600	409, 000			
	112	324, 000	409, 900			
	113	324, 200	410, 500			
	114	324, 400	411, 400			
	115	324, 600	412, 400			
	116	324, 900	413, 300			
	117	325, 200	414, 100			
	118	325, 400	414, 800			
	119	325, 700	415, 600			
	120	326, 000	416, 400			
	121	326, 200	417, 100			
	122	326, 400	417, 800			
	123	326, 600	418, 500			
	124	326, 900	419, 100			
	125	327, 200	419, 700			
	126		420, 400			
	127		420, 900			
	128		421, 500			
	129		422, 200			
	130		422, 800			
	131		423, 300			
	132		423, 800			
	133		424, 100			
	134		424, 400			
	135		424, 600			

	136		424,900			
	137		425,200			
	138		425,500			
	139		425,800			
	140		426,100			
	141		426,400			
	142		426,800			
	143		427,100			
	144		427,400			
	145		427,600			
	146		427,900			
	147		428,200			
	148		428,400			
	149		428,600			
	150		428,900			
	151		429,200			
	152		429,400			
	153		429,600			
	154		429,900			
	155		430,200			
	156		430,400			
	157		430,600			
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
		円	円	円	円	
		243,300	291,700	348,700	434,400	

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第4) (第5条関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円	円	円	円	円
	205,100	244,700	280,100	299,400	333,000	
	2	207,300	246,100	280,900	300,200	334,500
	3	209,400	247,400	281,600	300,900	335,900
	4	211,600	248,700	282,400	301,600	337,300
	5	213,600	249,900	283,200	302,300	338,800
	6	215,600	251,100	284,000	303,000	340,400
	7	217,700	252,100	284,900	303,700	341,900
	8	219,500	253,000	285,600	304,500	343,500
	9	221,400	254,100	286,300	305,300	344,900
	10	223,300	255,300	287,100	306,000	346,500
	11	225,200	256,400	287,900	306,800	348,000
	12	227,400	257,600	288,700	307,400	349,600
	13	229,100	258,800	289,600	308,000	351,000
	14	231,200	260,100	290,400	309,200	352,600
	15	233,400	261,300	291,100	310,300	354,200
	16	235,600	262,400	291,900	311,500	355,700
	17	237,700	263,400	292,700	312,600	357,200
	18	238,800	264,400	293,500	313,800	358,900

	19	239,800	265,600	294,400	315,000	360,500
	20	241,000	266,600	295,100	316,200	362,000
	21	242,100	267,700	295,900	317,400	363,400
	22	242,900	268,600	296,800	318,600	364,900
	23	243,800	269,400	297,700	319,900	366,400
	24	244,600	270,300	298,400	321,000	368,000
	25	245,600	271,100	299,100	322,200	369,400
	26	246,500	271,900	300,100	323,400	370,900
	27	247,400	272,700	301,000	324,600	372,400
	28	248,300	273,500	301,700	325,800	373,900
	29	249,100	274,200	302,500	327,000	375,300
	30	249,900	275,100	303,500	328,200	376,900
	31	250,700	275,900	304,500	329,500	378,400
	32	251,500	276,700	305,500	330,700	379,900
	33	252,200	277,500	306,500	331,800	381,100
	34	252,800	278,300	307,600	332,900	382,200
	35	253,500	278,900	308,600	334,200	383,500
	36	254,200	279,800	309,600	335,400	384,600
	37	254,900	280,700	310,600	336,600	385,600
	38	255,600	281,500	311,600	337,800	386,400
	39	256,200	282,300	312,600	339,200	387,300
	40	256,800	283,000	313,600	340,400	388,500
	41	257,400	283,700	314,600	341,300	389,500
	42	258,000	284,600	315,800	342,500	390,500
	43	258,600	285,400	316,900	343,800	391,500
	44	259,100	286,100	318,000	345,000	392,500
	45	259,500	286,800	319,100	345,900	393,300
	46	260,200	287,600	320,200	346,900	394,100
	47	260,600	288,400	321,300	347,900	395,000
	48	261,000	289,100	322,300	348,900	395,800
	49	261,400	289,900	323,400	349,800	396,300
	50	261,900	290,600	324,500	350,700	397,100
	51	262,400	291,200	325,600	351,700	398,000
	52	262,900	291,900	326,700	352,600	398,800
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 職員	53	263,200	292,600	327,700	353,200	399,200
	54	263,500	293,200	328,800	354,100	399,900
	55	263,800	293,900	329,800	354,800	400,600
	56	264,100	294,600	330,800	355,700	401,200
	57	264,400	295,300	331,700	356,400	401,600
	58	264,700	296,000	332,700	356,700	402,100
	59	265,100	296,700	333,800	357,100	402,800
	60	265,400	297,300	334,700	357,700	403,400
	61	265,700	297,800	335,600	358,400	403,800
	62	266,000	298,400	336,300	359,100	404,300
	63	266,300	299,100	337,000	359,800	404,800
	64	266,600	299,800	337,600	360,400	405,300
	65	266,900	300,300	338,200	361,100	405,900
	66	267,200	300,900	339,000	361,600	406,400
	67	267,500	301,600	339,600	362,200	407,000
	68	267,800	302,200	340,200	362,800	407,700
	69	268,100	302,800	340,800	363,200	408,200
	70	268,400	303,400	341,000	363,700	408,700
	71	268,700	304,000	341,400	364,100	409,100
	72	268,900	304,700	341,900	364,600	409,500

		73	269,100	305,300	342,500	365,100	409,800
		74	269,400	305,800	343,000	365,600	410,300
		75	269,800	306,200	343,600	366,100	410,700
		76	270,000	306,600	344,000	366,500	411,100
		77	270,200	306,900	344,600	366,800	411,500
		78	270,500	307,200	345,100	367,100	412,100
		79	270,800	307,400	345,500	367,300	412,500
		80	271,000	307,700	346,000	367,600	412,900
		81	271,200	308,000	346,500	368,200	413,300
		82	271,500	308,200	346,800	368,500	413,800
		83	271,800	308,500	347,000	368,800	414,200
		84	272,000	308,800	347,300	369,100	414,600
		85	272,200	309,100	347,700	369,500	415,000
		86		309,300	348,100	369,800	
		87		309,500	348,500	370,100	
		88		309,700	348,800	370,400	
		89		310,100	349,100	370,800	
		90		310,300	349,300	371,100	
		91		310,500	349,700	371,300	
		92		310,700	350,000	371,600	
		93		311,100	350,200	371,900	
		94		311,300	350,500	372,300	
		95		311,500	350,800	372,700	
		96		311,800	351,000	373,200	
		97		312,100	351,200	373,700	
		98		312,300	351,500	374,100	
		99		312,500	351,800	374,500	
		100		312,800	352,000	374,900	
		101		313,100	352,200	375,400	
		102		313,300	352,400		
		103		313,500	352,800		
		104		313,800	353,000		
		105			314,200	353,300	
		106				353,600	
		107				354,000	
		108				354,400	
		109				354,600	

定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		205,400	232,600	262,600	276,900	303,900

(別表第5) (第5条関係)

事務職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	199,800	247,000	282,000	316,200	339,500	374,400
	2	200,900	248,300	283,000	317,700	341,300	376,100
	3	202,200	249,700	284,000	319,200	343,100	377,800
	4	203,300	251,200	285,100	320,600	344,900	379,400
	5	204,400	252,600	286,100	322,000	346,600	381,000
	6	206,200	254,000	287,100	323,100	348,400	382,900

7	207,800	255,500	288,000	324,200	350,100	384,400	
8	209,400	256,900	289,000	325,400	351,700	386,000	
9	211,000	258,300	290,100	326,600	353,400	387,300	
10	212,700	259,500	291,100	328,200	355,100	389,000	
11	214,300	260,900	292,100	329,900	356,800	390,600	
12	216,000	262,200	293,100	331,500	358,500	392,100	
13	217,500	263,400	294,100	332,900	360,000	394,100	
14	219,200	264,600	295,500	334,600	361,600	396,000	
15	221,000	265,900	296,800	336,200	363,300	398,000	
16	222,700	267,100	298,000	337,800	364,800	399,800	
17	223,900	268,200	299,300	339,300	366,200	401,300	
18	225,500	269,300	300,600	341,000	368,000	403,200	
19	227,200	270,500	301,800	342,600	369,600	404,900	
20	228,700	271,600	303,000	344,300	371,200	406,500	
21	230,200	272,500	304,000	345,700	372,300	408,300	
22	231,900	273,500	305,300	347,400	373,900	409,700	
23	233,500	274,500	306,500	349,200	375,400	411,100	
24	235,100	275,600	307,800	350,800	376,900	412,600	
25	236,800	276,600	309,200	352,000	378,700	414,000	
26	238,500	277,500	310,200	354,000	380,500	415,200	
27	239,800	278,300	311,200	355,700	382,100	416,400	
28	241,200	279,200	312,200	357,300	383,900	417,500	
29	242,500	280,100	313,300	358,900	385,300	418,600	
30	243,600	280,900	314,600	360,500	386,600	419,800	
31	244,700	281,700	315,700	362,100	387,900	420,900	
32	245,900	282,400	316,900	363,800	389,300	422,100	
33	247,000	283,100	318,000	365,500	390,400	422,800	
34	247,900	283,900	319,400	367,300	391,300	423,500	
35	248,800	284,800	320,700	369,200	392,300	424,100	
36	249,800	285,400	322,000	371,000	393,400	424,800	
37	250,900	286,100	323,200	372,500	394,200	425,400	
38	251,800	286,900	324,600	374,000	395,100	426,000	
39	252,700	287,600	325,900	375,400	396,000	426,500	
40	253,500	288,300	327,200	376,800	396,800	427,000	
41	254,300	289,000	328,500	378,400	397,700	427,400	
42	255,100	289,800	329,800	379,200	398,500	427,600	
43	255,700	290,500	331,100	380,100	399,300	427,900	
44	256,300	291,200	332,200	381,100	400,000	428,200	
45	257,000	291,900	333,100	382,000	400,700	428,500	
46	257,600	292,500	334,500	383,200	401,400	428,800	
47	258,200	293,200	335,800	384,100	402,100	429,100	
48	258,800	293,800	337,100	385,100	402,900	429,400	
49	259,300	294,600	338,200	386,000	403,400	429,600	
50	260,000	295,200	339,600	386,700	404,000	429,900	
51	260,600	295,900	340,800	387,400	404,600	430,100	
52	261,100	296,600	342,000	388,100	405,300	430,400	
53	261,500	297,100	343,400	388,500	405,700	430,600	
54	261,900	297,700	344,400	389,100	406,300	430,900	
55	262,200	298,300	345,500	389,700	406,900	431,200	
56	262,500	299,000	346,600	390,400	407,500	431,500	
57	262,800	299,700	347,300	390,700	407,900	431,800	
58	263,100	300,300	348,300	391,400	408,500	432,100	
59	263,400	300,900	349,000	392,100	409,100	432,400	
60	263,700	301,600	349,800	392,800	409,600	432,600	

		61	264,000	302,200	350,600	393,100	410,000	432,800
		62	264,300	302,800	351,000	393,600	410,500	433,100
		63	264,600	303,300	351,500	394,200	411,000	433,400
		64	265,000	303,800	352,200	394,800	411,600	433,600
定年前		65	265,300	304,400	353,000	395,100	411,900	433,800
再任用		66	265,600	305,000	353,800	395,700	412,400	434,100
短時間		67	265,900	305,500	354,500	396,400	412,700	434,400
勤務学 校職員		68	266,200	306,100	355,100	397,000	413,100	434,600
以外の 職員		69	266,500	306,500	355,600	397,500	413,400	434,800
		70	266,800	307,000	356,200	398,000	413,700	435,100
		71	267,100	307,500	356,700	398,600	414,000	435,400
		72	267,400	308,100	357,300	399,100	414,200	435,600
		73	267,700	308,600	357,600	399,600	414,400	435,800
		74	268,000	309,100	358,200	400,200	414,700	
		75	268,300	309,400	358,500	400,600	415,000	
		76	268,600	309,700	358,900	400,900	415,200	
		77	268,900	309,900	359,300	401,300	415,400	
		78	269,200	310,200	359,800	401,800	415,700	
		79	269,500	310,400	360,300	402,300	416,000	
		80	269,900	310,700	360,800	402,700	416,200	
		81	270,200	310,900	361,100	403,100	416,400	
		82	270,500	311,100	361,500	403,600	416,700	
		83	270,800	311,400	361,900	404,000	417,100	
		84	271,100	311,600	362,300	404,400	417,300	
		85	271,400	311,900	362,600	404,700	417,500	
		86	271,700	312,100	363,100	405,200		
		87	272,000	312,400	363,500	405,600		
		88	272,300	312,700	363,900	406,000		
		89	272,600	313,000	364,100	406,300		
		90	272,900	313,300	364,500	406,800		
		91	273,200	313,600	364,900	407,300		
		92	273,500	314,000	365,300	407,700		
		93	273,800	314,200	365,500	408,000		
		94		314,400	365,800			
		95		314,700	366,200			
		96		315,100	366,500			
		97		315,300	366,800			
		98		315,600	367,200			
		99		315,900	367,600			
		100		316,300	368,100			
		101		316,500	368,600			
		102		316,800	369,000			
		103		317,100	369,400			
		104		317,400	369,800			
		105		317,600	370,300			
		106		317,900	370,700			
		107		318,200	371,000			
		108		318,500	371,300			
		109		318,700	371,700			
		110		319,100				
		111		319,500				
		112		319,800				
		113		320,000				

	114		320,200				
	115		320,500				
	116		320,900				
	117		321,100				
	118		321,300				
	119		321,600				
	120		321,900				
	121		322,200				
	122		322,400				
	123		322,700				
	124		323,000				
	125		323,300				
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		204,400	232,500	275,100	296,100	312,000	338,800

別表第7を削る。

第2条 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「超過勤務手当（」の次に「指導改善研修被認定者（第1項第2号から第5号までに掲げる教育職員のうち、教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるもの）をいう。以下この項において同じ。）」を、「休日給（」の次に「指導改善研修被認定者、」を加える。

第23条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第24条の2を次のように改める。

第24条の2 削除

第24条の6中「第24条の2及び」を削る。

第27条の5第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「て、」を「、前項に掲げる校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育公務員特例法第13条第2項に規定する条例で定める校務の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

別表第2の備考中「は、」を「はこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級であるものの給料月額は」に、「7,700円を」を「3,800円を、」に改める。

別表第3の備考中「は、」を「はこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級であるものの給料月額は」に、「7,500円を」を「4,000円を、」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4」を「100分の10」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるもの）をいう。次条第2項及び第5条第1項において同じ。）には、支給しない。

第4条に次の1項を加える。

2 指導改善研修被認定者に係る長野県職員退職手当条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、前条第1項の教職調整額は、給料とみなす。

第5条第1項中「者」を「者及び指導改善研修被認定者」に改める。

附則に次の1項を加える。

（教職調整額の支給に関する経過措置）

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	右欄
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7

令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び附則第3項の規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例第24条の7の規定及び別表第1から別表第5までの規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する長野県学校職員の給与に関する条例の規定による超過勤務手当及び休日給並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の規定による教職調整額の支給については、第2条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例第2条第3項及び第3条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(実施規定)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内払)

- 5 第1条の規定による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和7年4月1日以後の分として学校職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

教育政策課
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年12月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第61号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	長野県小諸商業高等学校	小諸市	」	を
		長野県小諸高等学校	小諸市		

「	長野県小諸義塾高等学校	小諸市	」
			に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高校再編推進室

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年12月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第62号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第22条中「2万1,000円」を「2万2,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1) (第6条関係)

警察職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号俸	給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	230,200	251,700	275,200	314,600	351,200	373,300	404,900	442,100	489,700	
2	232,700	253,900	277,100	315,600	352,700	375,000	406,600	443,700	495,900	
3	235,100	256,200	279,200	316,500	354,200	376,700	408,300	445,200	500,900	
4	237,600	258,400	281,400	317,400	355,700	378,400	410,000	446,800	505,100	
5	239,900	260,700	283,400	318,000	357,200	380,000	411,500	448,300	509,200	
6	242,400	262,700	284,800	318,700	358,700	381,700	413,200	449,900	512,700	
7	244,800	264,700	286,100	319,400	360,000	383,400	414,800	451,400	515,700	
8	247,100	266,600	287,400	320,100	361,300	384,900	416,400	452,800	518,200	
9	249,300	268,400	288,700	320,700	362,600	386,400	418,000	453,900	520,500	
10	251,500	270,200	290,100	321,400	364,300	388,100	419,600	455,300		
11	253,600	271,900	291,300	322,100	365,900	389,700	421,200	456,900		
12	255,700	273,300	292,500	322,700	367,500	391,300	422,900	458,400		
13	257,600	274,800	293,700	323,400	369,000	393,000	424,400	459,700		
14	259,600	276,600	294,800	324,200	370,600	394,600	426,400	461,500		
15	261,700	277,900	295,800	324,800	372,100	396,200	428,500	463,100		
16	263,300	279,300	297,200	325,600	373,700	397,900	430,500	464,700		
17	265,000	280,800	298,300	326,300	375,200	399,500	432,100	466,200		
18	266,500	282,000	299,500	327,100	376,800	401,100	433,800	467,900		
19	268,000	283,200	300,600	328,100	378,400	402,800	435,400	469,600		
20	269,500	284,300	301,700	329,000	379,900	404,400	437,200	471,300		
21	271,100	285,700	302,900	329,900	381,400	405,900	438,800	472,700		
22	272,600	286,800	303,500	331,100	383,100	407,600	440,300	473,400		
23	274,100	288,000	304,000	332,400	384,700	409,300	441,900	474,100		
24	275,700	289,100	304,700	333,800	386,300	411,000	443,300	474,800		
25	277,200	290,500	305,100	335,000	387,800	412,800	444,500	475,200		
26	278,400	291,800	305,700	336,500	389,500	414,800	446,000	475,700		
27	279,700	293,000	306,200	337,800	391,200	416,600	447,600	476,400		
28	280,900	294,200	306,700	338,900	392,900	418,600	449,000	477,000		
29	282,100	295,200	307,100	339,800	394,500	420,300	450,500	477,600		
30	283,200	296,200	307,700	341,000	396,100	421,700	451,900	478,300		
31	284,300	297,300	308,200	342,100	397,800	423,000	453,100	478,800		
32	285,500	298,300	308,700	343,200	399,400	424,300	454,300	479,300		
33	286,800	299,600	309,300	344,400	401,100	425,300	455,300	479,800		
34	288,100	300,200	309,900	345,600	403,200	426,400	456,000	480,100		
35	289,300	300,800	310,300	346,800	405,200	427,500	456,800	480,400		
36	290,700	301,400	310,700	347,800	407,300	428,500	457,500	480,900		
37	291,600	301,800	311,200	349,000	409,000	429,600	458,000	481,200		
38	292,600	302,400	311,800	350,200	410,700	430,700	458,400	481,400		
39	293,700	303,000	312,400	351,400	412,300	431,900	458,800	481,700		
40	294,900	303,500	312,900	352,600	413,800	433,000	459,100	481,900		
41	296,100	303,900	313,500	353,800	415,000	434,200	459,400	482,200		
42	296,700	304,600	314,300	354,900	416,000	435,000	459,700	482,400		
43	297,300	305,200	315,000	356,100	417,100	435,800	460,000	482,600		
44	297,800	305,700	315,600	357,300	418,100	436,400	460,300	482,800		
45	298,200	306,100	316,200	358,500	419,100	437,000	460,500	483,200		
46	298,700	306,600	317,000	359,800	420,200	437,700	460,800			
47	299,300	307,100	317,800	361,000	421,300	438,400	461,200			
48	299,800	307,600	318,500	362,200	422,500	439,000	461,400			
49	300,200	308,100	319,400	363,500	423,800	439,700	461,700			
50	300,700	308,600	320,400	364,800	424,600	440,100	462,000			

	51	301, 200	309, 300	321, 400	366, 100	425, 400	440, 700	462, 300			
	52	301, 700	309, 800	322, 400	367, 400	426, 000	441, 300	462, 600			
	53	302, 200	310, 400	323, 400	368, 400	426, 500	441, 800	462, 800			
	54	302, 800	311, 000	324, 600	369, 700	427, 300	442, 200	463, 100			
	55	303, 200	311, 700	325, 600	370, 900	427, 900	442, 700	463, 300			
	56	303, 600	312, 300	326, 600	372, 100	428, 600	443, 200	463, 600			
	57	304, 200	312, 900	327, 600	373, 300	428, 900	443, 700	463, 800			
	58	304, 700	313, 700	328, 800	374, 600	429, 600	444, 200	464, 100			
	59	305, 200	314, 600	329, 900	376, 000	430, 300	444, 600	464, 400			
	60	305, 600	315, 300	331, 000	377, 400	430, 800	445, 000	464, 600			
	61	306, 100	316, 100	331, 800	378, 800	431, 200	445, 400	464, 800			
	62	306, 500	316, 900	332, 900	380, 300	431, 700	445, 700	465, 100			
	63	307, 000	317, 700	334, 100	381, 800	432, 200	446, 000	465, 400			
	64	307, 400	318, 600	335, 200	383, 300	432, 700	446, 400	465, 700			
	65	307, 900	319, 500	336, 100	384, 500	433, 200	446, 600	465, 900			
	66	308, 400	320, 300	337, 200	385, 900	433, 600	446, 900	466, 300			
	67	308, 800	321, 100	338, 300	387, 200	434, 100	447, 200	466, 600			
	68	309, 300	321, 900	339, 500	388, 700	434, 600	447, 400	466, 900			
	69	309, 800	322, 800	340, 500	389, 800	435, 100	447, 600	467, 100			
定年前 再任用 短時間 勤務の 警察職 員以外 の職員	70	310, 200	323, 600	341, 600	391, 000	435, 600	447, 900	467, 400			
	71	310, 600	324, 600	342, 800	392, 200	436, 200	448, 200	467, 700			
	72	311, 100	325, 500	344, 100	393, 500	436, 800	448, 400	468, 000			
	73	311, 600	326, 100	344, 800	394, 800	437, 200	448, 600	468, 200			
	74	312, 100	327, 000	346, 100	396, 000	437, 800	448, 900				
	75	312, 700	327, 900	347, 400	397, 200	438, 200	449, 200				
	76	313, 100	328, 800	348, 800	398, 400	438, 400	449, 400				
	77	313, 600	329, 400	350, 000	399, 500	438, 700	449, 600				
	78	314, 200	330, 300	351, 400	400, 700	439, 200	449, 900				
	79	314, 800	331, 200	352, 800	401, 800	439, 500	450, 200				
	80	315, 400	332, 200	354, 300	403, 100	439, 800	450, 400				
	81	315, 900	333, 100	355, 600	404, 200	440, 100	450, 600				
	82	316, 400	334, 200	357, 200	404, 800	440, 500	450, 900				
	83	317, 100	335, 100	358, 800	405, 300	440, 900	451, 300				
	84	317, 700	336, 100	360, 300	405, 800	441, 300	451, 500				
	85	318, 300	337, 000	361, 700	406, 400	441, 700	451, 700				
	86	319, 000	338, 000	363, 300	407, 000	442, 100					
	87	319, 700	339, 100	364, 800	407, 700	442, 500					
	88	320, 400	340, 100	366, 200	408, 300	442, 900					
	89	321, 100	341, 000	367, 500	408, 600	443, 200					
	90	321, 800	342, 300	368, 800	409, 100	443, 600					
	91	322, 500	343, 600	370, 000	409, 600	444, 000					
	92	323, 200	344, 800	371, 300	410, 100	444, 400					
	93	323, 800	346, 000	372, 600	410, 500	444, 700					
	94	324, 700	347, 300	374, 200	410, 900						
	95	325, 600	348, 600	375, 700	411, 400						
	96	326, 400	349, 800	377, 100	411, 900						
	97	327, 100	351, 000	378, 500	412, 400						
	98	328, 000	352, 300	379, 700	412, 900						
	99	329, 000	353, 600	380, 800	413, 400						
	100	329, 900	354, 800	382, 000	413, 800						
	101	330, 800	356, 200	383, 200	414, 100						
	102	331, 800	357, 100	384, 300	414, 500						
	103	332, 800	358, 200	385, 400	414, 900						
	104	333, 800	359, 300	386, 500	415, 200						

1	199,800	247,000	282,000	316,200	339,500	374,400	429,400	481,700
2	200,900	248,300	283,000	317,700	341,300	376,100	431,300	487,100
3	202,200	249,700	284,000	319,200	343,100	377,800	433,300	492,100
4	203,300	251,200	285,100	320,600	344,900	379,400	435,100	496,800
5	204,400	252,600	286,100	322,000	346,600	381,000	437,000	500,900
6	206,200	254,000	287,100	323,100	348,400	382,900	438,800	504,300
7	207,800	255,500	288,000	324,200	350,100	384,400	440,600	507,300
8	209,400	256,900	289,000	325,400	351,700	386,000	442,500	509,800
9	211,000	258,300	290,100	326,600	353,400	387,300	444,100	511,900
10	212,700	259,500	291,100	328,200	355,100	389,000	445,600	
11	214,300	260,900	292,100	329,900	356,800	390,600	447,200	
12	216,000	262,200	293,100	331,500	358,500	392,100	448,700	
13	217,500	263,400	294,100	332,900	360,000	394,100	450,200	
14	219,200	264,600	295,500	334,600	361,600	396,000	451,600	
15	221,000	265,900	296,800	336,200	363,300	398,000	452,900	
16	222,700	267,100	298,000	337,800	364,800	399,800	454,100	
17	223,900	268,200	299,300	339,300	366,200	401,300	455,300	
18	225,500	269,300	300,600	341,000	368,000	403,200	456,700	
19	227,200	270,500	301,800	342,600	369,600	404,900	458,000	
20	228,700	271,600	303,000	344,300	371,200	406,500	459,200	
21	230,200	272,500	304,000	345,700	372,300	408,300	460,400	
22	231,900	273,500	305,300	347,400	373,900	409,700	461,300	
23	233,500	274,500	306,500	349,200	375,400	411,100	462,100	
24	235,100	275,600	307,800	350,800	376,900	412,600	462,900	
25	236,800	276,600	309,200	352,000	378,700	414,000	463,500	
26	238,500	277,500	310,200	354,000	380,500	415,200	464,100	
27	239,800	278,300	311,200	355,700	382,100	416,400	464,700	
28	241,200	279,200	312,200	357,300	383,900	417,500	465,300	
29	242,500	280,100	313,300	358,900	385,300	418,600	466,100	
30	243,600	280,900	314,600	360,500	386,600	419,800	466,900	
31	244,700	281,700	315,700	362,100	387,900	420,900	467,300	
32	245,900	282,400	316,900	363,800	389,300	422,100	468,000	
33	247,000	283,100	318,000	365,500	390,400	422,800	468,500	
34	247,900	283,900	319,400	367,300	391,300	423,500	468,900	
35	248,800	284,800	320,700	369,200	392,300	424,100	469,300	
36	249,800	285,400	322,000	371,000	393,400	424,800	469,700	
37	250,900	286,100	323,200	372,500	394,200	425,400	470,100	
38	251,800	286,900	324,600	374,000	395,100	426,000	470,400	
39	252,700	287,600	325,900	375,400	396,000	426,500	470,700	
40	253,500	288,300	327,200	376,800	396,800	427,000	471,100	
41	254,300	289,000	328,500	378,400	397,700	427,400	471,400	
42	255,100	289,800	329,800	379,200	398,500	427,600	471,700	
43	255,700	290,500	331,100	380,100	399,300	427,900	472,000	
44	256,300	291,200	332,200	381,100	400,000	428,200	472,300	
45	257,000	291,900	333,100	382,000	400,700	428,500	472,600	
46	257,600	292,500	334,500	383,200	401,400	428,800		
47	258,200	293,200	335,800	384,100	402,100	429,100		
48	258,800	293,800	337,100	385,100	402,900	429,400		
49	259,300	294,600	338,200	386,000	403,400	429,600		
50	260,000	295,200	339,600	386,700	404,000	429,900		
51	260,600	295,900	340,800	387,400	404,600	430,100		
52	261,100	296,600	342,000	388,100	405,300	430,400		
53	261,500	297,100	343,400	388,500	405,700	430,600		
54	261,900	297,700	344,400	389,100	406,300	430,900		

	55	262,200	298,300	345,500	389,700	406,900	431,200		
	56	262,500	299,000	346,600	390,400	407,500	431,500		
	57	262,800	299,700	347,300	390,700	407,900	431,800		
	58	263,100	300,300	348,300	391,400	408,500	432,100		
	59	263,400	300,900	349,000	392,100	409,100	432,400		
定年前 再任用 短時間 勤務の 警察職 員以外 の職員	60	263,700	301,600	349,800	392,800	409,600	432,600		
	61	264,000	302,200	350,600	393,100	410,000	432,800		
	62	264,300	302,800	351,000	393,600	410,500	433,100		
	63	264,600	303,300	351,500	394,200	411,000	433,400		
	64	265,000	303,800	352,200	394,800	411,600	433,600		
	65	265,300	304,400	353,000	395,100	411,900	433,800		
	66	265,600	305,000	353,800	395,700	412,400	434,100		
	67	265,900	305,500	354,500	396,400	412,700	434,400		
	68	266,200	306,100	355,100	397,000	413,100	434,600		
	69	266,500	306,500	355,600	397,500	413,400	434,800		
	70	266,800	307,000	356,200	398,000	413,700	435,100		
	71	267,100	307,500	356,700	398,600	414,000	435,400		
	72	267,400	308,100	357,300	399,100	414,200	435,600		
	73	267,700	308,600	357,600	399,600	414,400	435,800		
	74	268,000	309,100	358,200	400,200	414,700			
	75	268,300	309,400	358,500	400,600	415,000			
	76	268,600	309,700	358,900	400,900	415,200			
	77	268,900	309,900	359,300	401,300	415,400			
	78	269,200	310,200	359,800	401,800	415,700			
	79	269,500	310,400	360,300	402,300	416,000			
	80	269,900	310,700	360,800	402,700	416,200			
	81	270,200	310,900	361,100	403,100	416,400			
	82	270,500	311,100	361,500	403,600	416,700			
	83	270,800	311,400	361,900	404,000	417,100			
	84	271,100	311,600	362,300	404,400	417,300			
	85	271,400	311,900	362,600	404,700	417,500			
	86	271,700	312,100	363,100	405,200				
	87	272,000	312,400	363,500	405,600				
	88	272,300	312,700	363,900	406,000				
	89	272,600	313,000	364,100	406,300				
	90	272,900	313,300	364,500	406,800				
	91	273,200	313,600	364,900	407,300				
	92	273,500	314,000	365,300	407,700				
	93	273,800	314,200	365,500	408,000				
	94		314,400	365,800					
	95		314,700	366,200					
	96		315,100	366,500					
	97		315,300	366,800					
	98		315,600	367,200					
	99		315,900	367,600					
	100		316,300	368,100					
	101		316,500	368,600					
	102		316,800	369,000					
	103		317,100	369,400					
	104		317,400	369,800					
	105		317,600	370,300					
	106		317,900	370,700					
	107		318,200	371,000					
	108		318,500	371,300					

109		318,700	371,700								
110		319,100									
111		319,500									
112		319,800									
113		320,000									
114		320,200									
115		320,500									
116		320,900									
117		321,100									
118		321,300									
119		321,600									
120		321,900									
121		322,200									
122		322,400									
123		322,700									
124		323,000									
125		323,300									
定年前 再任用 短時間 勤務の 警察職 員		基準給料 月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		204,400	232,500	275,100	296,100	312,000	338,800	382,500	417,700		

(備考) この表は、警察研究職給料表の適用を受けない一般職員（人事委員会の定める者を除く。）に適用する。

(別表第3) (第6条関係)

警察研究職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	200,200	251,900	345,900	396,500
	2	201,400	256,300	347,900	398,000
	3	202,600	259,100	350,000	399,400
	4	203,700	261,900	351,900	400,800
	5	204,800	264,500	353,800	402,300
	6	207,100	266,300	355,800	403,700
	7	209,200	267,800	357,700	405,000
	8	211,400	269,300	359,700	406,400
	9	213,500	270,900	361,400	407,900
	10	215,500	272,900	363,100	409,400
	11	217,600	274,900	364,600	410,800
	12	219,600	276,800	366,200	412,300
	13	221,700	278,800	367,800	413,600
	14	223,600	281,100	368,900	415,100
	15	225,500	283,300	369,900	416,600
	16	227,400	285,600	370,800	418,200
	17	229,100	287,700	371,900	419,700
	18	231,000	290,100	373,200	421,300
	19	232,800	292,400	374,400	423,000
	20	234,600	294,900	375,600	424,700
	21	236,500	297,200	376,800	425,900
	22	238,300	299,400	378,000	427,400
	23	240,000	301,500	379,000	428,800
	24	241,800	303,500	380,000	430,100

	25	243,500	305,600	381,100	431,400
	26	245,700	307,500	382,100	432,800
	27	247,600	309,500	383,100	434,300
	28	249,500	311,400	384,100	435,800
	29	251,500	313,300	385,000	437,100
	30	252,600	314,900	385,800	438,300
	31	253,700	316,400	386,600	439,900
	32	254,800	317,900	387,400	441,500
	33	256,300	319,500	388,200	442,800
	34	257,600	321,000	388,900	444,200
	35	259,000	322,500	389,700	445,600
	36	260,500	324,000	390,500	447,100
	37	261,900	325,400	391,200	448,500
	38	263,400	326,300	391,900	449,900
	39	265,000	327,200	392,800	451,400
	40	266,600	328,000	393,600	452,800
	41	268,000	328,800	394,400	453,900
	42	269,300	329,300	395,600	455,200
	43	270,800	329,800	396,800	456,700
	44	272,200	330,200	398,100	458,000
	45	273,700	330,600	398,800	458,800
	46	275,100	331,100	399,800	459,600
	47	276,300	331,600	400,600	460,500
	48	277,500	332,000	401,300	461,500
	49	278,700	332,400	402,000	462,300
	50	279,900	332,800	402,800	463,100
	51	281,000	333,100	403,400	463,700
	52	282,100	333,700	404,000	464,500
	53	283,100	334,100	404,600	464,900
	54	284,200	334,500	405,300	465,500
	55	285,300	334,900	406,100	466,100
	56	286,300	335,200	406,900	466,600
	57	287,300	335,600	407,600	467,100
定年前 再任用 短時間 勤務の 警察職 員以外 の職員	58	288,000	335,900	408,400	
	59	288,500	336,300	409,100	
	60	289,100	336,600	409,800	
	61	289,800	337,000	410,400	
	62	290,400	337,500	411,100	
	63	291,000	338,100	411,700	
	64	291,500	338,700	412,500	
	65	292,100	339,100	413,200	
	66	292,600	339,700	413,800	
	67	293,200	340,200	414,400	
	68	293,700	340,800	415,100	
	69	294,400	341,300	415,800	
	70	295,100	341,800	416,300	
	71	295,700	342,300	417,000	
	72	296,300	342,900	417,600	
	73	296,900	343,500	418,100	
	74	297,500	344,200	418,700	
	75	298,100	344,900	419,300	
	76	298,800	345,600	419,800	
	77	299,500	346,200	420,300	
	78	300,200	346,800	420,800	

	79	300,900	347,500	421,300	
	80	301,400	348,300	422,100	
	81	302,000	349,000	422,500	
	82	302,600	349,700	423,000	
	83	303,300	350,300	423,500	
	84	303,900	350,900	424,200	
	85	304,500	351,400	424,600	
	86	305,100	351,900	425,100	
	87	305,800	352,300	425,600	
	88	306,400	352,700	426,300	
	89	306,900	353,000	426,800	
	90	307,500	353,600		
	91	308,200	353,900		
	92	308,800	354,300		
	93	309,500	354,600		
	94	310,100	354,900		
	95	310,700	355,300		
	96	311,300	355,700		
	97	311,600	356,200		
	98	312,100	356,700		
	99	312,700	357,200		
	100	313,200	357,700		
	101	313,600	358,300		
	102	314,100	358,800		
	103	314,400	359,200		
	104	314,800	359,700		
	105	315,200	360,100		
	106	315,600	360,500		
	107	316,000	361,000		
	108	316,300	361,400		
	109	316,500	361,900		
	110	316,900	362,300		
	111	317,200	362,700		
	112	317,400	363,200		
	113	317,700	363,700		
	114	318,000	364,100		
	115	318,300	364,500		
	116	318,600	364,900		
	117	318,900	365,400		
	118	319,200	365,800		
	119	319,400	366,200		
	120	319,700	366,600		
	121	320,000	367,000		

定年前 再任用 短時間 勤務の 警察職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		234,900	279,000	305,400	350,100

(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から

適用する。

(実施規定)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和7年4月1日以後の分として警察職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

警務課



長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び長野県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第59号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び長野県恩給給与細則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「株式会社八十二銀行県庁内支店長」を「株式会社八十二長野銀行県庁内支店長」に改める。

(1) 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年長野県規則第24号）様式第27号

(2) 長野県恩給給与細則（昭和32年長野県規則第43号）様式第46号

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

職員総務課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和7年12月22日

長野県公営企業管理者 吉沢 正

長野県公営企業管理規程第6号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

第1条 企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「一般職給与条例第34条第1項中「100分の125」を「同条第1項中「100分の127.5」に改め、「及び附則第8項」を削り、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この管理規程中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定は、令和7年12月1日から適用する。

経営推進課